

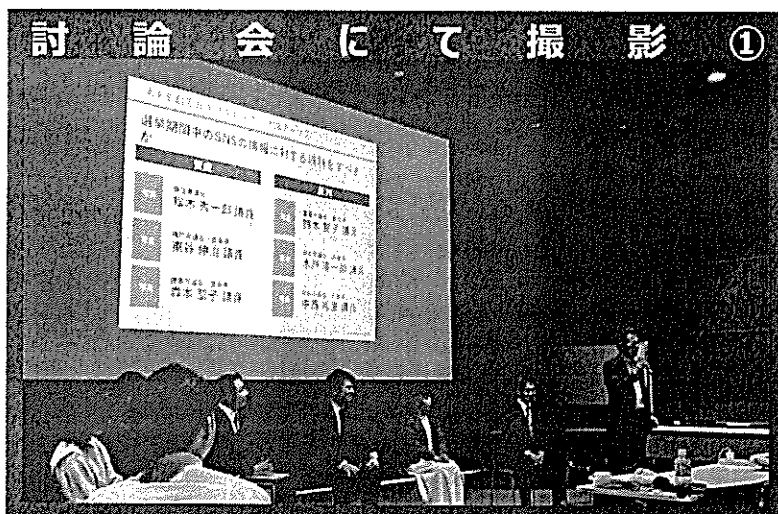
第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和7年4月15日				
政務活動先	アクリエ姫路会議室				
研修名	「関西若手議員の会」勉強会 広域観光について、地域版DMO				
参加者	講師⇒秦正樹氏（大阪経済大学准教授） 聴講⇒関西若手議員の会に所属する議員				
参加目的	奈良県への観光誘客をどのようにすべきか、民間経営者の取組みを学ぶため				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	「SNS・陰謀論と有権者の投票行動」というテーマでの講演を聞き、「選挙期間中の SNS 情報に対する規制をすべきか」というテーマで登壇する形で、討論会に参加した。 SNS の影響で、どのような形で有権者に政策が届いているのか学べた。 【結果】 フィルタバブル、政治の分断、誤情報の広がりなど、最新の課題を学ぶことにより、議会活動報告のあり方を考えるようになった。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	アクリエ姫路	近畿日本鉄道株式会社	奈良駅 鶴橋駅	590 円	7
	アクリエ姫路	JR	鶴橋駅 姫路駅	1,640 円	8
	帰路	JR	姫路駅 平城山駅	2,310 円	9
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	円	内訳:		
	合計	4540 円（すべて政務活動費）			
備考	添付資料：別紙（研修会時の写真等）				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

政務活動記録簿（令和7年4月15日）

（県外研修・兵庫県姫路市）



第 1 1 号様式の 5（第 5 条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎					
年 月 日	令和 7 年 4 月 1 0 日				
表題と発行部数	『2024 年の議会活動報告（まつき秀一郎 県議会ニュース） 2025 年 vol.3』 B 4 サイズ：90,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング、手渡し				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	チラシの面積により按分（92.9%） 写真・プロフィール欄の面積に応じる				
内容	・奈良県議会 12 月議会の本会議（代表質問）での質疑内容 ・奈良県議会 12 月議会の常任委員会での質疑内容 【効果】 チラシを見た方からのご意見を県議会・県政活動に反映できた。				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代金 B4,折り加工 有	プリント パック	260,840 円	約 3.06 円×85,000 部	3
	印刷代金 B4 折り加工 無	プリント パック	19,870 円	約 3.97 円×5,000 部	4
※92.9% 充当 合計 280,710 円					
備考	添付資料：議会報告チラシ				

注 発行した広報紙を添付してください。



日本維新の会

奈良県議会議員

まつき 秀一郎

しゅういちろう

県議会

ニュース

2025年 Vol.3

【発行元】まつき秀一郎
〒630-0501
奈良県奈良市大和路30
日本維新の会 奈良県議会議員

県民目線の議会を！

私は議会に臨む前に、県民の皆さまのお声を聞きに行くことを最優先にしています。

例えば、施設が老朽化した学校、損傷した道路、河川に赴き、現地でお話を伺うことで、県全体に共通する課題が見えてきます。その上で、データ分析や専門家・関係者への聞き取りを基に、解決策を考えております。

皆さまと共に、県民目線の議会そして県政を目指していきます。ぜひ、皆さまのお声をお寄せください。



LINE



メール/LINEで
気軽にご連絡
いただけます

12月 奈良県議会本会議 代表質問

1 奈良県のスポーツ振興について

FCバルサが奈良に！？

まつき質問

県では、第2期奈良県スポーツ推進計画において、スポーツの推進を支える人材の育成を掲げている。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興のためには、次世代アスリートの育成も重要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

本会議での動画
コチラから



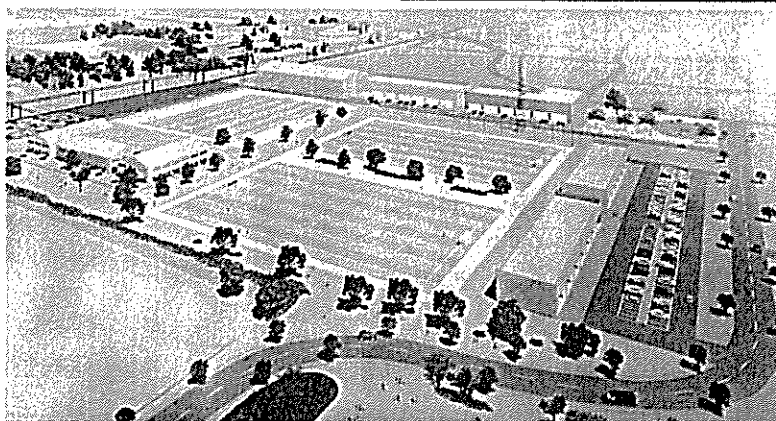
山下知事 答弁

FCバルセロナより、トップレベルの選手育成をする学校「バルセロナレジデンスアカデミー」をアジアで初めて、日本に開設したいという話があった。

トップアスリートの人材育成機関の整備が必要と考える奈良県として、誘致を目指したい。

今後、FCバルセロナに対して、トップセールスを行なう予定である。

イメージ図（県提供資料）



2 県政運営に取り組む姿勢について

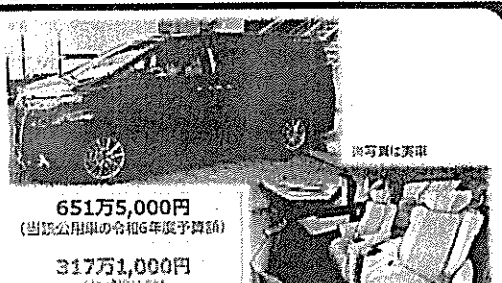
県民のための行政サービスへ

まつき質問

知事は、大型事業の見直しを進め、これまで見過ごされてきた無駄にメスを入れている。こうした姿勢が、県政運営の隅々に表れており東京配置の稼働率が低い公用車を廃止したことも一例である。

知事だけでなく、各現場からの声を吸い上げることも、さらに注力すべきと考える。

これまでの取組を振り返り、今後どのような姿勢で県政運営に取り組むのか？



651万5,000円
(当該公用車の令和6年度予算額)

317万1,000円
(市県民共済)

東京事務所における公用車の稼働状況(令和5年度)

知事・副知事	議長・副議長	東京事務所職員等 (部局長含む)	合計
26日	12日	32日	70日

※奈良県民経済部知事公室からの情報提供をもとに作成

山下知事 答弁

教育無償化、子育て支援の強化、道路環境の改善等に取り組んでいる。県民目線で、大型公共事業等の見直しを行ない、重要施策を実行に移している。

行財政改革推進会議を設置し、各現場の職員の声も聞きながら、議論を進めている。

まだ道半ばではあるが、各部局や出先機関が主体的、自主的に無駄を見直せる環境づくりをしたい。

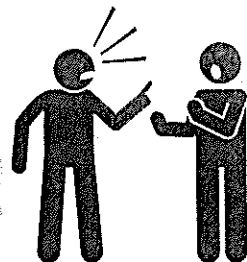


民間企業との包括連携協定の締結は5年間ゼロだったが、2023年9月議会で提起後、新たに3社と締結(近鉄グループホールディングスなど)に至った。

山下県政では、民間活力を積極的に取り入れる方向に舵を切っている。

3 外部からのハラスメントへの対応について

職員アンケート実施を！



まつき質問

現在、働き方・職場環境改革推進会議にて、職員のメンタルヘルスや働き方の改善が進められている。

この中で、外部からのハラスメントについても、検証が必要ではないか？

新潟県の県職員向けアンケートでは、パワハラの実行者の17%は(議員や県民等の)外部からとの調査結果もある。

職員相談窓口への心理的ハードルが高い場合もあるため、プライバシーに配慮した形で、定期的なアンケートを実施しないか？

山下知事 答弁

電話での不当要求行為への毅然とした対応、全庁的なマニュアルの充足・見直しや対応力強化に努めている。また、各種ハラスメントや心身の健康など、様々な相談ができる職員相談窓口を設けている。

職員から窓口への声を分析し、必要性があれば、積極的にアンケート調査をすることも検討したい。

メンタルヘルス不調による長期病休者の割合(30日以上)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
奈良県	2.67% (第1位)	3.13% (第1位)	3.49% (第1位)	3.07% (第2位)
都道府県及び指定都市平均	1.40%	1.58%	1.63%	1.83%

※ 地方公務員健康状況等調査(一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会実施、総務省協力)
※ 奈良県欄の()は、都道府県における順位

職員ひとり一人が健康でいきいきと働ける環境を実現するため、県庁改革を始動。

R5.5「働き方・職場環境改革推進会議」を設置

R5.7「県庁の働き方・職場環境改革推進会議 ワーキング・グループ」を設置

R5.9「改革の中間整理」及び「奈良県行政運営の基本計画」の改定

※令和5年12月13日知事発表資料より引用



行政サービスの品質向上や職員への不当な圧力の排除を目的として、2025年2月より県庁舎の電話に通話録音機能が設定されることになった。

4 がん検診の促進について

事業所への啓発に注力！

まつき質問

県民の健康寿命を延ばし、生活の質を向上させるため、がん検診による早期発見が重要と考えている。

先日、がん検診の街頭啓発活動に参加したが、町行く方々から、認知拡大の施策や受診しやすい体制づくりを求める声が多かった。市町村を通じて個人への啓発を行なうと同時に、職域経由や地域コミュニティ経由、オンラインでの啓発にも力を入れていくべきではないか？

2022（R4）年 奈良県	男性	女性
健康寿命 (65歳平均自立期間)	18.60年 (全国3位)	21.13年 (全国23位)

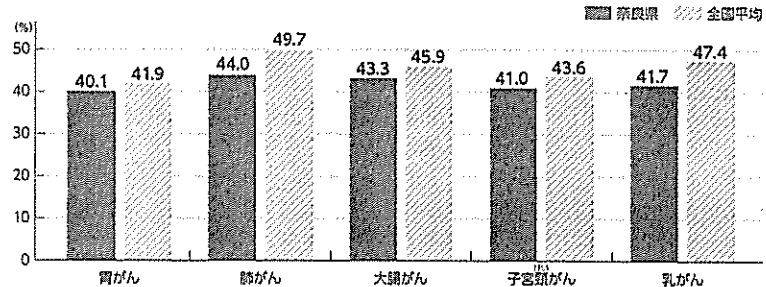
※奈良県医療政策局
健康推進課調べ

奈良県における死因別死亡数は 悪性新生物（がん）が1位

がん検診により、早期にがんを発見すれば、健康寿命の増加にも貢献？

がん検診受診率（市町村、職域、人間ドック含む）2022（R4）年

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」



※「奈良県のすがた2023」より引用



県への
提言

私たちの会派では、「がん検診の無償化」を掲げている。今は認知拡大のステージであり、ハードルがあることも理解しているが、意欲のある市町村と連携して、無償化を実現してほしい。

山下知事 答弁

事業所向けに、県公式SNSや県内約4,000の事業所が登録する産業部局の一括メール配信で「がん検診の受診勧奨」呼びかけを始めた。県内事業所の半数が健康診断のメニューに含めず、2/3が従業員に受診勧奨をしていないとのアンケート結果もある。

県としては、がん検診を受けた従業員へのインセンティブの検討や、啓発資料の提供などの取組を進めていきたい。

5 県立学校における施設・設備の老朽化対策について

早くエアコン修繕を！



まつき質問

雨漏りや空調設備など設備の補修を求める声が多い。空調設備の故障で室温34.9度に達する特別教室に行ったが、窓の開閉や扇風機では対応できず、熱中症の危険も感じた。現状では、1年生の生徒が3年生になる頃に対応予定と聞く。小規模修繕に該当しない場合、非常に時間を要するが、各校からの声を吸い上げ、迅速に対応する仕組み、故障・損傷前の予防調査などの対策を検討できないか？



教育長 答弁

随時学校からの報告を受け付け、突発的な施設・設備の不具合に対応している。

解決まで時間がかかるケースでは、部分的な修繕により応急対応をするなど、教育環境への影響を最小限にとどめる努力をしている。

今後も学校との連携を密にし、予防的な対策も含めた整備にも努めたい。

令和5年度 県立学校施設整備 実績額・件数一覧			
区分	大規模改修	小規模修繕	計
県立高校	408,271千円 (17件)	84,765千円 (140件)	493,036千円
特別支援学校	181,547千円 (5件)	38,114千円 (68件)	219,661千円
計	589,818千円 (22件)	122,879千円 (208件)	712,697千円
主な内容	空調設備・防災設備更新 屋根・防水改修 など	校内の施設・設備全般	
期間	3月末) 各学校に照会 5月末) 各学校から要望受付 5～11月) 要望内容の確認 翌年4月～) 設計・施工	年度内に施工まで行なう	

※奈良県教育委員会事務局学校支援課へのヒアリングにより作成

6 「ならの道リフレッシュプロジェクト」について

県道の穴ぼこ対策を！

まつき質問

今年度から始まった「ならの道リフレッシュプロジェクト」を強化できないか？

県内には、補修・整備が急務の道路が数多くある。

白線が消え、草が伸び、通行しづらいとの声や、道路の穴ぼこにより、車が損傷したという話も聞いている。

12月議会では、「道路管理瑕疵に係る損害賠償額」が決定しているが、16件のうち7件は、道路の穴ぼこに起因している。

穴ぼこは発見後すぐに修繕すれば、被害を未然に防げる。

現状の課題分析も必要と考えている。

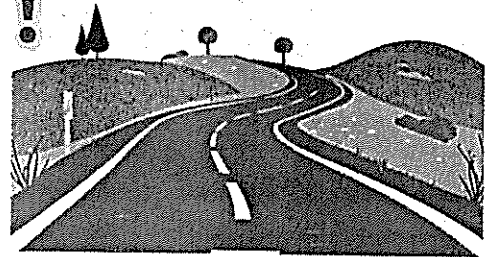
県土マネジメント部長 答井

今年度から5年間で、大型車交通量の多い道路を中心に、損傷状況を加味しながら、舗装修繕、区画線補修、防草対策等を集中的に取り組んでいる。

今年度の対策は、舗装修繕で約8キロ、区画線で約10キロ、防草対策で約20キロにおいて工事を完了する見込みである。

今後、当プロジェクトの強化を検討したい。

また、既存の道路維持修繕事業の適用も併せて考慮し、できるだけ速やかに対応していきたい。



▶2023年9月議会で要望していた道路予算の拡大、道路損傷通報システムの導入が実現。

LINEによる通報システムには、4月から10月末までで252件の通報があった。

▶電話通報の受付体制を強化し、約700件の問合せあり。

1月8日に知事が記者会見にて、当プロジェクトの対象路線を追加し計画を拡大する案を発表。

※追加対象となる道路

自動車交通量10,000台以上の
県管理道路 約198km

(合計:約320km)

実現



7 委員会の質疑内容

経済労働委員会

12月12日

- ・ 訪日外国人の消費単価について
- ・ 奈良公園でのK-POPイベントの開催について
- ・ 奈良県事業承継円滑化支援補助金について
- ・ モビリティ分野における水素の普及に向けた取組状況について

少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

11月27日

- ・ 奈良の学び推進プランについて

録画配信中

奈良県議会ページ



議会インターネット中継



委員会録画配信



議員名から検索



「松木秀一郎」

奈良県議会議員 まつき秀一郎

【プロフィール】

1984年 4月10日生まれ

奈良市立佐保台小学校 卒業

奈良学園中学校・高等学校 卒業

2007年 大阪市立大学法学部(現・大阪公立大学) 卒業

大手証券会社 入社

2016年 大阪維新の会 維新政治塾 入塾

その後、国会議員秘書を経験

2018年 IT関連会社入社、大阪支社長

2023年 奈良県議会議員



ホームページ、ブログ

YouTube、Facebook

にアクセスできます！

LINE



090-2080-4902



matsuk.ishin@gmail.com



【所属】

▶経済労働委員会

▶少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

▶関西広域連合議会議員(産業環境常任委員会 委員長)

第11号様式の9（第5条関係）

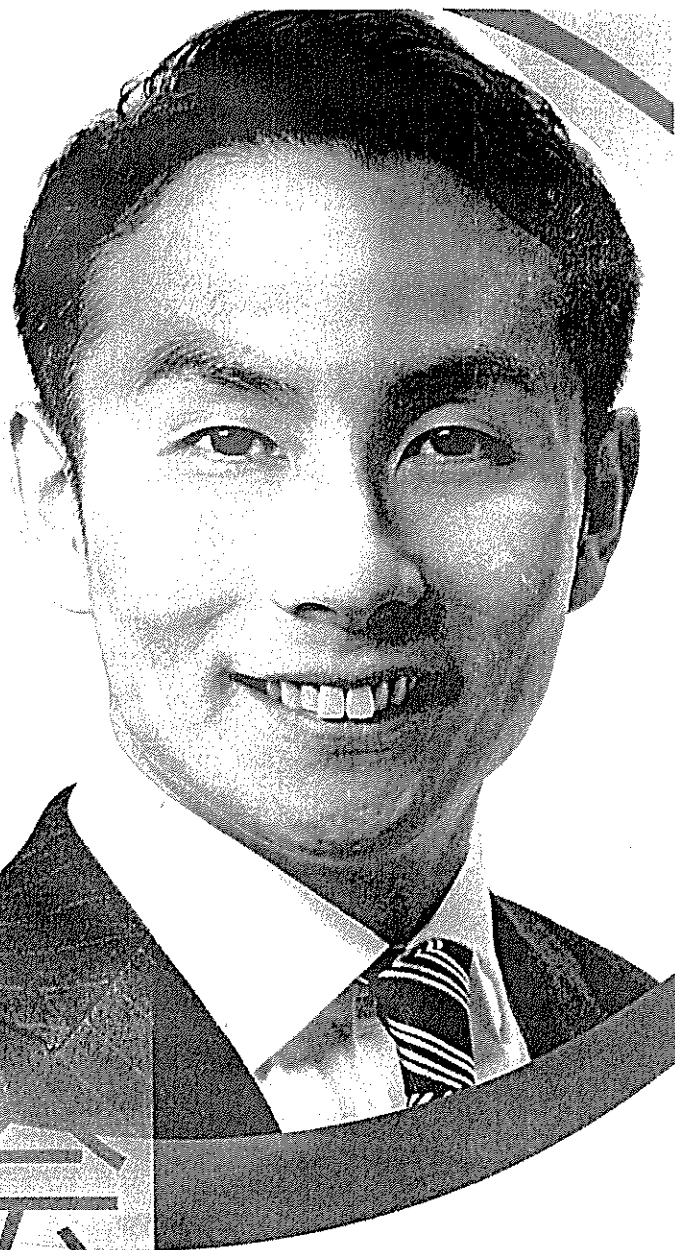
政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）				
会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎				
年 月 日	令和7年4月13日			
場所	佐保台地域ふれあい会館			
会議名	まつき秀一郎県政報告会			
相手方（人数）	地域住民 20 名			
開催目的	県議会での質疑や要望・陳情への対応状況を報告するため			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	本会議および、経済労働委員会での質疑内容、その後の進捗などを報告。地域住民の関心が強い「平城山駅バリアフリー化、平城ニュータウン近辺道路の整備、リニア誘致活動、学校給食の改善と教育無償化など」県市連携で進める施策についても説明。 【結果】 参加者に県政への理解を深めていただくと共に、県への課題や要望等を新たに教えていただく機会になった。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場代	1000 円		5
	50% 充当。 1000 円 × 50% = 500 円			
備考	添付資料：別紙参照			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

奈良市育ち・佐保台在住

日本維新の会
奈良県議会議員

まつき
秀一郎



県政報告会

令和7年 4月13日（日）

in 佐保台ふれあい会館

- ・平城山駅バリアフリー化
- ・平城ニュータウン近辺道路
- ・リニア誘致
- ・学校給食の改善と教育無償化

予約不要、無料です。
お気軽にお越しください！

開場 13時

開始 13時30分～15時

〔まつき秀一郎プロフィール〕

1984年 4月10日生まれ
奈良市立佐保台小学校 卒業
奈良学園中学校・高等学校 卒業
2007年 大阪市立大学法学部
(現・大阪公立大学) 卒業
大手証券会社 入社
2018年 IT関連会社入社、大阪支社長
2023年 奈良県議会議員

第11号様式の2 (第5条関係)

政務活動記録簿 (調査委託費)					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和7年5月1日 ほか				
委託名	政策調査委託				
委託先	株式会社高の原企画				
委託期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日				
委託目的	議員活動を向上させ、県議会の発展に資するための調査を委託する				
内容、結果等	業務報告：別添調査委託報告書のとおり 調査委託結果の活用：けいはんな学研都市活性化や産業クラスター、なにわ筋線に関する質問・要望に繋がった。				
委託に要した経費	項目	支払先	金額	内訳	領収書番号
	調査委託費 4月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	20
	調査委託費 5月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	37
	調査委託費 6月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	40
	調査委託費 7月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	52
	調査委託費 8月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	65
	調査委託費 9月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	77
	調査委託費 10月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	92
	調査委託費 11月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	106
	調査委託費 12月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	120
	調査委託費 1月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	136
	調査委託費 2月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書作成	150
	※100%充当 合計 242,000 円×100% = 242,000 円				
備考	添付資料：委託契約書、調査委託報告書				

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

調査委託契約書

日本維新の会奈良県議団（以下「甲」という。）と株式会社高の原企画（以下「乙」という。）は、第一条に定める目的を達成するため、以下の通り合意したので次の通り委託契約を締結する。

（委託目的）

第一条 乙は甲の指揮のもと、乙の技能及び知識をもって甲の政務調査を行い、甲の議員活動を向上させ、県議会の発展に資することを目的とする。

（委託事項）

第二条 本契約の調査委託事項は、議会活動に関する一切の事項とする。

（委託期間）

第三条 委託期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月28日までとする。

（委託料）

第四条 委託料は、月額220,000円（税抜）とし甲の構成員が均等負担する。

（履行場所）

第五条 委託事業先所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本維新の会会派控室）

（支払方法）

第六条 第四条の委託料については、甲を構成する各議員は、乙に対し、当月分は翌月の調査報告書及び精算報告書の提出をもって支払うものとする。振込の場合は、以下の口座へ振込する。三井住友銀行 [REDACTED] 株式会社高の原企画

（調査報告書の提出）

第七条 乙は甲に対して、委託事業の終了後、月毎に調査報告書及び精算報告書を作成し翌月10日までに提出することとする。

（秘密保持）

第八条 本契約における「秘密情報」とは、本契約において発生する業務の内容その他の一切の情報とし、双方、漏洩してはならない。また、他の目的に利用してはならない。本契約の解除後も継続するものとする。

2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（損害賠償）

第九条 乙は甲が故意または過失により相手方に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

(変更及び解除)

第十条 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知し協議したうえで、本契約の内容の変更若しくは解除をすることができる。

(疑義の解決)

第十一条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この委託契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年(2025年)4月1日

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会棟内日本維新の会控室
甲 事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

奈良県議会議員 星川 大地

奈良県議会議員 松木 秀一郎

奈良県議会議員 山田 洋平

奈良県議会議員 清田 典章

奈良県議会議員 関本 真樹

奈良県議会議員 福西 広理

奈良県議会議員 工藤 将之

奈良県議会議員 中川 崇

奈良県議会議員 小林 誠

奈良県議会議員 佐藤 光紀

奈良県議会議員 松尾 勇臣

所在地 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザボ棟

乙 事業所名 株式会社高の原企画

代表者 代表取締役 田中良典



令和 7 年 5 月 1 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 4 月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol8 校正 ・代表質問打ち合わせ ・陳情団体同席 ・奈良公園関連調査同席 ・教育関連調査 ・学童事例調査
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 4 月)	4 月 3 日 9:00～17:00、4 月 4 日 13:00～17:00、4 月 10 日 9:00～17:00、 4 月 11 日 13:00～17:00、4 月 17 日 9:00～17:00、4 月 18 日 13:00～ 17:00、4 月 24 日 9:00～17:00、4 月 25 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年6月5日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年5月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 意見書関連調査 ・ 奈良県大河ドラマ『豊臣兄弟!』観光推進協議会」の設立総会視察(5月29日) ・ 国交省水道事業ヒアリング ・ 質問構成補助 ・ ドローン自治体事例調査 ・ 奈良県立図書情報館視察同行
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年5月)	5月1日 9:00～17:00、5月2日 13:00～17:00、5月8日 9:00～17:00、5月9日 13:00～17:00、5月15日 9:00～17:00、5月16日 13:00～17:00、5月21日 9:00～17:00、5月23日 9:00～13:00、5月29日 9:00～17:00、5月30日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年7月3日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年6月)	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派ニュース vol9 構成 ・会派ニュース発行調整 ・複合公共施設事例調査 ・代表質問スライド資料作成補助
--------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年6月)	6月5日 9:00～17:00、6月6日 13:00～17:00、6月9日 13:00～17:00、 6月12日 9:00～17:00、6月13日 9:00～17:00、6月18日 9:00～ 15:00、6月19日 9:00～17:00、6月20日 13:00～17:00、6月23日 9:00～17:00、6月24日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年8月7日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年7月)	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・リフレッシュ道路現地調査
--------------------------	---------------------------------------

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年7月)	7月2日 9:00～17:00、7月3日 13:00～17:00、7月10日 9:00～17:00、 7月11日 13:00～17:00、7月17日 9:00～17:00、7月18日 13:00～ 17:00、7月24日 9:00～17:00、7月25日 13:00～17:00、7月31日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 7 年 9 月 4 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 8 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 会派意見書調整
------------------------------	---------------------------------------

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 8 月)	8 月 7 日 9:00～17:00、8 月 8 日 13:00～17:00、8 月 14 日 9:00～17:00、 8 月 15 日 13:00～17:00、8 月 20 日 9:00～13:00、8 月 21 日 9:00～ 17:00、8 月 28 日 9:00～17:00、8 月 29 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年10月2日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年9月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ トイレビカピカ計画ヒアリング同席 ・ 遊砂地調査 ・ 請願打ち合わせ ・ けいはんな意見交換 ・ 奈良県中央卸売市場再整備民間意向調査（水族館）
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年9月)	9月2日 13:00～17:00、9月4日 9:00～17:00、9月11日 9:00～17:00、 9月12日 13:00～17:00、9月17日 9:00～17:00、9月19日 9:00～ 17:00、9月24日 9:00～17:00、9月26日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和7年11月6日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年10月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol10 構成 ・奈良先端大視察企画及び同席 ・けいはんな意見交換（学研都市推進機構） ・京奈和自動車道建設促進大会調査
---------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年10月)	10月2日 9:00～17:00、10月3日 13:00～17:00、10月9日 9:00～17:00、10月10日 13:00～17:00、10月16日 9:00～17:00、10月17日 13:00～17:00、10月23日 9:00～17:00、10月24日 13:00～17:00、10月30日 9:00～17:00、10月31日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 7 年 12 月 4 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 11 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 京奈和道現地調査・建設資金調査 ・ 国道 163 号現地調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 11 月)	11 月 6 日 9:00～17:00、11 月 7 日 13:00～17:00、11 月 13 日 9:00～17:00、11 月 14 日 13:00～17:00、11 月 20 日 9:00～17:00、11 月 21 日 13:00～17:00、11 月 27 日 9:00～17:00、11 月 28 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 1 月 8 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 12 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 補正予算（国）調査 ・ 橿原文化会館ホール、現地周辺調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 12 月)	12 月 1 日 9:00～17:00、12 月 4 日 9:00～17:00、12 月 8 日 9:00～17:00、12 月 11 日 13:00～17:00、12 月 18 日 9:00～17:00、12 月 19 日 13:00～17:00、12 月 25 日 9:00～17:00、12 月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 8 年 2 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 1 月)	《業務項目》 ・ 会派ニュース構成 vol11 構成 ・ 代表、一般質問打ち合わせ
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 1 月)	1 月 8 日 9:00～17:00、1 月 9 日 10:00～14:30、1 月 15 日 9:00～17:00、 1 月 16 日 13:00～17:00、1 月 22 日 9:00～17:00、1 月 23 日 13:00～ 17:00、1 月 29 日 9:00～17:00、1 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 3 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 2 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 三重県運転免許センター視察同行 ・ 関西広域連合議会視察 ・ 代表質問構成補助 ・ ナフィック現地調査 ・ 国道 169 号現地調査
------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 2 月)	2 月 5 日 9:00～17:00、2 月 10 日 10:00～17:00、2 月 12 日 9:00～17:00、2 月 19 日 9:00～17:00、2 月 20 日 13:00～17:00、2 月 26 日 9:00～17:00、2 月 27 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 松木 秀一郎					
年 月 日	令和7年5月12日他				
表題	奈良県議会議員まつき秀一郎 一次代を担う子どもたちのためにー				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会へのリンク、時折政党活動を掲載することあり）				
内容	・議会活動報告 ・県内調査、視察報告 ・県政課題の紹介				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページ維持管理費	ペライチ	4,378 円	更新料(3月分)	15
	〃	〃	〃	〃 (4月分)	29
	〃	〃	〃	〃 (5月分)	43
	〃	〃	〃	〃 (6月分)	55
	〃	〃	〃	〃 (7月分)	69
	〃	〃	〃	〃 (8月分)	80
	〃	〃	〃	〃 (9月分)	94
	〃	〃	〃	〃 (10月分)	109
	〃	〃	〃	〃 (11月分)	125
	〃	〃	〃	〃 (12月分)	140
	〃	〃	〃	〃 (1月分)	155
	〃	〃	〃	〃 (2月分)	176
	※50%充当 合計 52,536 円×50%=26,268 円				
備考	ホームページアドレス： https://shuichiromatsuki.hp.peraichi.com/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ご利用中プラン

月額ビジネスプラン
2025年10月27日 まで

料金プラン

ページ数や利用目的にあわせて選べる4プラン。
月額、年額（割引あり）もお選びいただけます。

人気

プロフェッショナル プラン

より高度な予約設定などすべての機能に対応

¥6,910/月(税込)
1年契約

ビジネス プラン

ビジネスの成長に役立つ機能を利用したい方

¥3,940/月(税込)
1年契約

レギュラー プラン

個人事業主や小規模のビジネスにおすすめ

¥2,950/月(税込)
1年契約

ライト プラン

個人事業主やフリーランスなどの名刺代わりに

¥1,46^F
14  質問する

プロフェッショナルプランを選択する

☒ 20ページ ☒ 広告非表示

曾 決済 2.9%~ ☒ メルマガ

☒ 予約 ☒ 予約プラス

ビジネスプランを選択する

☒ 20ページ ☒ 広告非表示

曾 決済 2.9%~ ☒ メルマガ

☒ 予約

レギュラープランを選択する

☒ 5ページ ☒ 広告非表示

曾 決済 2.9%~

ライトプランを選択する

☒ 3ページ ☒ 広告非表示

曾 決済 7.0%~

全てのプランでご利用いただけます

- ✓ 容量無制限のサーバー
- ✓ サブドメイン (<https://〇〇.hp.peraichi.com>)
- ✓ チャット・メール・オンライン個別相談によるサポート

プラン別 機能比較表

プラン名	人気			
	プロフェッショナル プラン ¥6,910/月	ビジネス プラン ¥3,940/月	レギュラー プラン ¥2,950/月	ライト プラン ¥1,465/月
ページ作成機能				
公開ページ数 ①	20	20	5	3
独自ドメイン設定 ①	☐	☐	☐	☐
問合せフォーム設置 ①	☐	☐	☐	☐
フォント/文字サイズ 変更	☐	☐	☐	☐
テーマカラーカスタマ イズ ①	☐	☐	☐	☐
ページアニメーション ①	☐	☐	☐	☐
広告非表示 ①	☐	☐	☐	☐
AIアシスト ①	☐	☐	☐	☐
ページ作成機能				
HTML/CSS/JS埋め込 み ①	☐	☐	☐	
テーマ変更/テーマCSS 変更 ①	☐	☐		
パスワード保護 ①	☐	☐		
ファイルダウンロード ①	☐	☐		
CMS (ブログ) ①	☐	☐		
アカウント間ページ複 製 ①	☐	☐		
予約機能				
日程調整 ①	☐	☐		
定期予約 ①	☐	☐		
不定期予約 ①	☐	☐		
事前決済予約 ①	☐	☐		

予約機能 ^				
複数コース予約 ②	☐			
順番予約 ②	☐			
決済機能 ^				
物販/配信/ダウンロード/役務	☐	☐	☐	☐
定期便/サブスクリプション	☐	☐	☐	☐
リング請求 ②	☐	☐	☐	☐
マーケティング機能 ^				
SNS連携 ②	☐	☐	☐	☐
アクセス解析機能 ②	☐	☐	☐	
メールマガジン ②	☐ ※1	☐ ※1		

その他サービス・サポート等 ^				
無料個別サポート ②	無制限	月3回まで	3回まで ※2	3回まで ※2
チャットサポート ②	☐	☐	☐	☐
メールサポート ②	☐	☐	☐	☐
セミナー ②	☐	☐	☐	☐
なんでもマーケット ②	☐	☐	☐	☐
ワークスペース ②	☐	☐		

※1 3,000通/月まで無料 3,001通目より費用が発生します。(1,000通あたり550円(税込))。

※2 4回目以降は1回あたり税込5,000円お支払いいただくことで参加可能です。

複数人でのご利用を検討されている方向け

ワークスペース機能のご紹介

複数のアカウントを招待し、
役割(ロール)によって利用できる機能を制限することができます。



ビジネスプラン・プロフェッショナルプランなら招待アカウント数無制限で利用できます。

お支払い方法

クレジットカード払い

対応カード：VISA / Master / AMERICAN EXPRESS / JCB / Diners Club

※契約期間満了日の翌日（契約更新日）に自動で課金されます

請求書払い（Paid後払い）

支払い方法：銀行振込 / 口座振替 / コンビニ払い

※請求書払いは個人事業主/法人のみご利用いただけます

有料プランについてのよくあるご質問

手数料について

決済・予約（事前決済）については売上に応じて決済手数料がかかります。

		プロフェッショナル プラン	ビジネスプラン	レギュラープラン	ライトプラン
決済	決済手数料	2.9%～	2.9%～	2.9%～	7.0%～
予約（事前決済）	決済手数料	2.9%～	7.0%～	X	X

注意事項

- 上記の「決済手数料」はVISA・Master Cardの場合です。支払い手段別の決済手数料について
- 事前決済の利用には、ビジネスプランまたはプロフェッショナルプランの契約が必要となります。

よくある質問

無料のトライアル期間終了後、自動的に有料プランに切り替わりますか



繁忙期のみ契約することはできますか



プラン契約の期間中にアップグレード・ダウングレードはできますか



各プランの公開ページ数以上のページを作成・公開することはできますか？



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎					
年 月 日	令和7年5月28日、6月6日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 2025 vol.8				
対象者	奈良県内の住民				
配布方法	新聞折込み				
発行目的	議会での議論状況を県民に伝えるため				
按分率の説明	100%				
内容	<2月定例会の報告> ・代表質問の報告 ・一般質問の報告 ・委員会の報告 ・令和7年度予算案の可決について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代と 振込手数料	株式会社 ブットア ップ・ス タイル	3,025 円	2,750 円+275 円 = 3,025 円	26
	新聞折込料 と 振込手数料	株式会社 STB	3,410 円	3,300 円+110 円 = 3,410 円	28
	※100%充当 合計 6,435 円				
備考	添付資料：別紙（会派チラシ vol.8）				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 2月定例会報告

改革の
エンジン

令和7年度 予算案
賛成多数で可決

奈良県のもつ可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できる奈良県にしていきたい。さまざまな取り組みを更に加速化させると共に、新しい施策も次々と打ち出されています。県民の皆様の暮らしに直結する施策に予算を重点配分、新たな取り組みも始まります！



命を守る！

県立医大付属病院や西和医療センターの建替えGO！

防火防煙の確保、県消防防災ヘリコプターの新機体投入

子どもを守る！

ベビーシッター利用料の助成

3歳未満を対象に利用料助成を行う市町村を支援 (県1の補助上限額:対象の子1人あたり1,500円/月) (かつ36,000円/年)

発達障害児の支援

道路を守る！

道路整備の加速

令和6年度予算

243億2200万円

19億円増

令和7年度予算案

262億6500万円

令和7年度からの新施策

小規模道路改良提案制度(ワンストッププロジェクト)を新たに導入

道路改良をよりスピーディーに！

規模が小さくても一定の要件を満たす道路改良について、土木事務所の裁量で事業着手を判断し、着手から概ね1年以内の完成を目指す

『ならの道リフレッシュプロジェクト』の対象を拡大

自動車交通量10,000台以上の県管理道路約198kmに拡大

維新の一丁目一番地

高校授業料の無償化

支援対象を拡大！

令和6年度予算

12億5900万円

2400万円増

令和7年度予算案

12億8300万円

こどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援

世帯年収(目安)910万円以上の世帯

	23歳未満の子の扶養人数		
	1人	2人	3人
R6	0円	0円	59,400円
R7	0円	59,400円	59,400円

2人以上の世帯に拡大

【対象世帯】

県内に保護者が在住し、子どもが県内の高等学校に通う世帯

不妊治療に対する支援

令和6年度予算

700万円

8700万円増

令和7年度予算案

9400万円

不妊治療費助成を行う市町村への補助を実施 (県1/4・市町村1/4・自己負担1/2)

メンバー紹介

松尾 勇臣

県議会議員

奈良県議会議員会派

佐藤 光紀

県議会議員

奈良県議会議員会派

中川 崇

県議会議員

奈良県議会議員会派

小林 誠

県議会議員

奈良県議会議員会派

工藤 将之

県議会議員

奈良県議会議員会派

関本 真樹

県議会議員

奈良県議会議員会派

松本 秀一郎

県議会議員

奈良県議会議員会派

清田 典章

県議会議員

奈良県議会議員会派

山田 洋平

県議会議員

奈良県議会議員会派

星川 大地

県議会議員

奈良県議会議員会派

令和7年 2月定例会

代表質問



関本 真樹 議員

奈良県議会公式ホームページ
内閣会中継より

- ① 大和平野中央の県有地活用について
- ② 高校授業料無償化の拡充について
- ③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について
- ④ 奈良まほろば館について
- ⑤ 土木技術職員の確保について
- ⑥ 教員の確保について
- ⑦ 自由進度学習について

県営平城宮跡歴史公園の整備について

質問 観光戦略本部平城宮跡周辺エリア部会において議論された方向性を踏まえ、県として、今後どのように取り組んでいくのか？

答 平城宮跡周辺エリア部会において、日本の「食のはじまりは奈良。世界と交わり地域とつながる空間づくり」を整備コンセプトとすることで、意見が一致した。奈良時代に日本の食文化のルーツが築かれ、発酵技術が発展した歴史や、日本食への国内外の関心の高まりを背景に、「食のハブ拠点」として複合施設の誘致やイベント開催を推進していく。さらに、「平城京を感じられる空間づくり」「情報発信」「交通環境の充実」「周辺環境の充実」「地域との連携・協働」の5つの要素を軸に整備を進める。ワーキンググループによる事業手法の検討等を来年度は予定している。

一般質問



中川 崇 議員

奈良県議会公式ホームページ
内閣会中継より

- ① 文化活動を支える展示スペースの確保について
- ② 近鉄奈良駅周辺の再整備について
- ③ 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理について
- ④ 市街化調整区域における土地利用規制の緩和について
- ⑤ 子どもたちに寄り添うための教員の負担軽減策について
- ⑥ 自転車事故による頭部障害や死亡を防ぐためのヘルメット着用指導について
- ⑦ 総合医療センター移転時の西ノ京駅周辺の地元要望事項への対応について
- ⑧ 知事による情報発信や政策議論のあり方について

① 文化活動を支える展示スペースの確保について

質問 県内で展示会を実施できる会場が、文化会館の改修工事等により少なくなっているが、文化活動の振興を図るため、展示スペース確保の対策を講じるべきと考えるがどうか？

答 再整備後の文化会館では、展示にも利用可能な多目的室等を設けることを予定している。他施設の情報や活用例を周知しつつ、県立美術館整備基本構想について、展示機能の検討などを進めていく。県民の声に耳を傾けながら、市町村の文化施設とも連携し、県民の文化活動の発表や展示の場の確保を図りたい。



小林 誠 議員

奈良県議会公式ホームページ
内閣会中継より

- ① 国道168号香芝王寺道路の歩道橋架け替えについて
- ② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について
- ③ 新西和医療センターがめざす姿について
- ④ サステナブルな水田営農の推進について
- ⑤ 生徒指導の現状と課題について
- ⑥ 県立高等学校における連続性のある多様で柔軟な学びの場の整備について

② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について

質問 法隆寺門前の県道バリアフリー化についてどのように進めるのか、また、観光振興に資する整備について、斑鳩町の要望をどのように受け止め、事業に反映させるのか伺いたい。

答 斑鳩町の計画では、この県道を、景観等へ配慮した上でバリアフリー整備する必要がある道路だと位置づけている。今後、町が目指すまちづくりと整合のとれた整備を行うよう、町から地元・関係機関と協議や調整を行った上で、まちづくりの方向性が示されれば、歩道整備や道路空間の活用について、県として積極的に協力していきたい。

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



第11号様式の7（第5条関係）

政務活動記録簿（要請陳情）					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和7年7月4日				
政務活動先	奈良県社会保険労務士会				
政務活動の目的	労務の観点から、県内企業活性化策を伺うため。				
相手方	奈良県社労士会の役職メンバー				
内容、結果等	・奈良県労働委員会の現状と課題 ・疾病のある方への就労・再就職支援 ・学校教育への支援（啓発活動）など、県へのご要望を伺う。				
※陳情要請の効果を明記のこと	【効果】 企業支援、就労者支援について、労務の専門家から課題感や解決策を伺うことができた。				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	駐車場	リパーク奈良西木辻町		400 円	41
	合計	400 円 （ ）			
備考	添付資料：				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

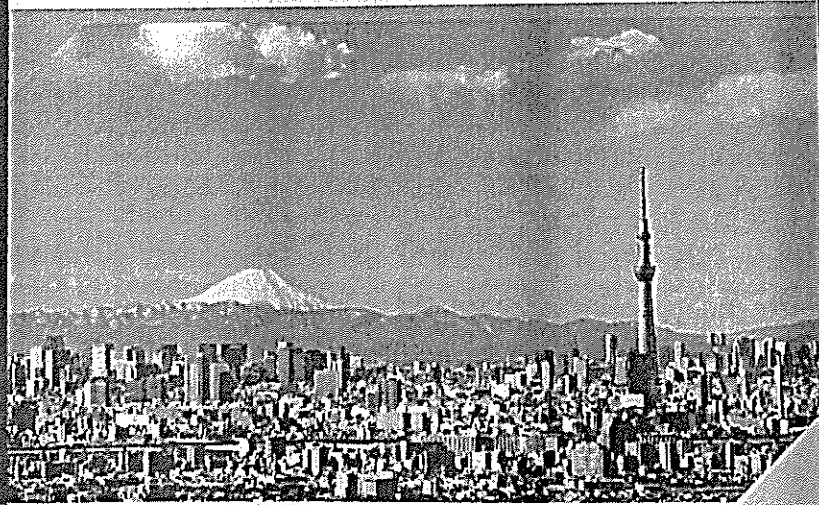
政務活動記録簿（令和7年7月4日）

（奈良市内にて）

< 面 談 の 中 で 使 用 し た 資 料 >

社会保険労務士白書

2024 年版



全国社会保険労務士会連合会
NATIONAL FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY PROFESSIONALS ASSOCIATIONS

第 1 1 号様式の 9（第 5 条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）				
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎				
年 月 日	令和 7 年 8 月 2 日			
場所	石木町公民館			
会議名	まつき秀一郎県政報告会			
相手方（人数）	地域住民 20 名			
開催目的	県議会での質疑や要望・陳情への対応状況を報告するため			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	本会議および、経済労働委員会での質疑内容、その後の進捗などを報告。地域住民の関心が強い「県道 7 号(枚方大和郡山線)の道路課題と対応、富雄川のインフラ改善、道の駅(クロスウェイなかまち)の導線、学校のトイレ・空調設備の改善、水道水の水質基準超過への対策など」についても説明。 【結果】 参加者に県政への理解を深めていただくと共に、県への課題や要望等を新たに教えていただく機会になった。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場代	3,000 円		53
		50% 充当。 3000 円 × 50% = 1500 円		
備考	添付資料：別紙参照			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

奈良学園中・高校卒

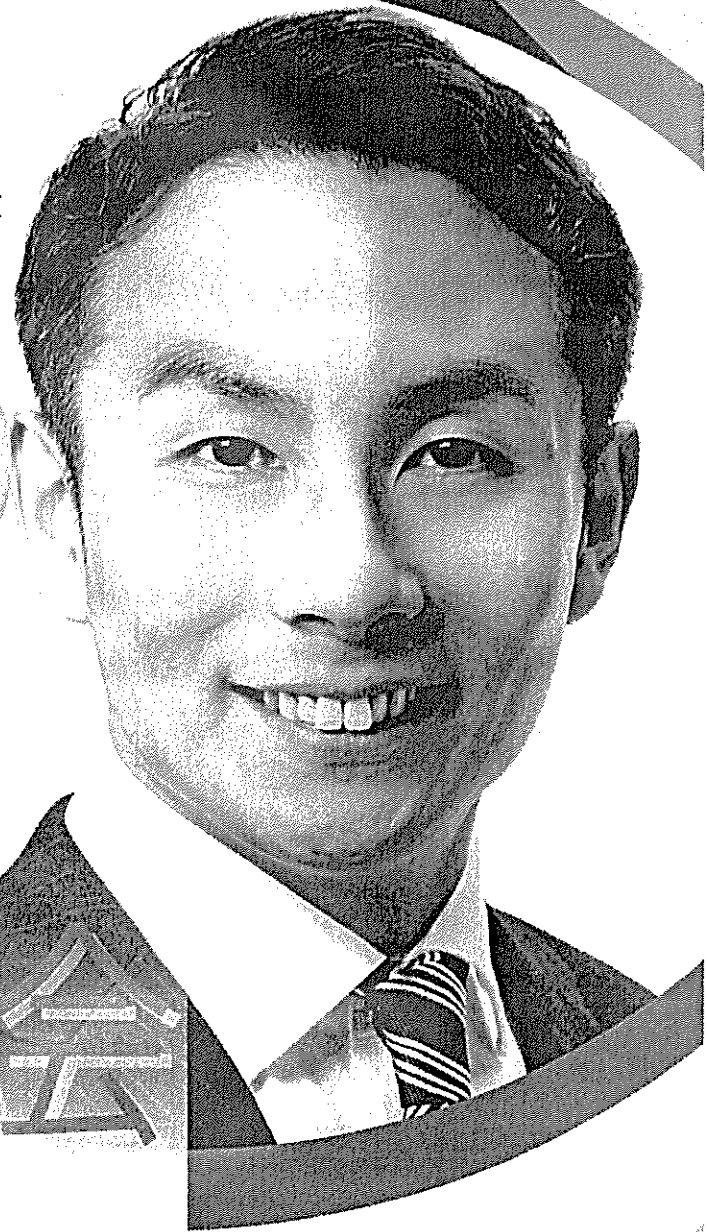
大阪市立大学卒

※現大阪公立大

奈良県議会議員

まつき
秀一郎

県政報告会



令和7年 8月2日（土）

in 石木町公民館

予約不要、無料です。

お気軽にお越しください！

開場 17時30分

時間 18時～19時

【内容】

ご案内は...

- ・ 県道7号(枚方大和郡山線)の道路課題と対応
- ・ 富雄川のインフラ改善
- ・ 道の駅(クロスウェイなかまち)の導線
- ・ 学校のトイレ・空調設備の改善
- ・ 水道水の水質基準超過への対策 など

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和7年8月12日他				
表題	ボネクタ (政務活動)				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会活動の発信を行ない、県民からの意見を聴くため				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (議会活動と併せて、政治・政党活動も含まれるため)				
内容	・ブログ ・政策メッセージ ・プロフィール ・各 SNS へのリンク				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ利用料金 6 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	57
	ボネクタ利用料金 7 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	73
	ボネクタ利用料金 8 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	79
	ボネクタ利用料金 9 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	93
	ボネクタ利用料金 10 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	108
	ボネクタ利用料金 11 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	124
	ボネクタ利用料金 12 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	139
	ボネクタ利用料金 1 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	153
	ボネクタ利用料金 2 月分	イチニ株式会社	11,682 円	50%	175
	※ 50% 充当 合計 105,138 円 × 50% = 52,569 円				
備考	ホームページアドレス : https://go2senkyo.com/seijika/165864/posts 添付資料 ボネクタ利用規約				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

Vonnector（ボネクタ）利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第 1 条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第 1 条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第 3 条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第 1 条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第 1 条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- (2) 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector（ボネクタ）という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
- (4) 「政治家」とは、公職選挙法第 28 条の 2 における「公職の候補者等」を言います。
- (5) 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- (6) 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- (7) 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべての者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等の SNS の管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNS のサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- (8) 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行する ID 及びパスワードをいいます。
- (9) 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- (11) 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- (12) 「生成情報」とは、会員が本サービスを利用して生成又は作成した文章、写真、静止画、動画、音声等（AI等により自動生成されたものを含みます。）のすべてをいいます。会員が生成情報を会員ページに掲載した場合、当該生成情報は、前号に定める掲載情報として取り扱われることとなります。
- (13) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第 2 条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第 3 条 (会員登録)

1. 会員は、当社が定める方法に従って、(本サービスに複数のプランがある場合)本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録の申込み(以下「登録申込」といいます。)を行い、会員登録が完了した後にアカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本契約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員登録は、当社が登録申込を承諾したときに完了します。本契約は、会員登録完了と同時に成立し、会員は、会員登録完了後、登録申込をした日に遡って会員資格を取得します。なお、当社は、原則として登録申込のあった当日に承諾を行います。登録申込を当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第 4 条 (アカウントの管理)

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信された ID 及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第 5 条 (本サービスの料金)

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。
4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から7日以内に、第1項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員が会員資格を取得した日に開始し、同日が属する月の翌月1日から1年間が経過する日に満了します。ただし、当該期間満了の【2週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件において1年間自動更新されるものとします。

※本サービスの期間の例

2024年3月15日に本サービスの登録申込をした場合：2024年3月15日～2025年3月31日まで

2. 会員は、会員資格を取得した日から翌月1日が到来するまでの期間について、本サービスの料金の支払義務を負いません。
3. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合

- (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載し、又は生成禁止情報を生成若しくは作成した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分などを受けた場合
 - (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
 - (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
 - (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
 - (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。
- (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 9 条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第 1 項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。

5. 掲載情報の取扱いは、会員登録抹消後も第 10 条の定めに従うものとします。

第 10 条 (利用許諾)

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Web サイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社が提供するサービス（本サービスを含みますが、これに限られません。）を改善するため、当社が生成情報を複製、改変、加工、翻案、編集、要約、分析等することについて、あらかじめ同意します。
4. 会員は、当社及び第三者による掲載情報又は生成情報の利用について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報又は生成情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作者人格権を行使させないようにするものとします。

第 11 条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第 12 条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前 3 項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第 13 条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条 第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第 10 条第 1 項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。

3. 会員は当社に対し、掲載情報及び生成情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。
4. 会員は当社に対し、本サービスの利用に関連して第三者が提供するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）を利用する場合には、第三者サービスの利用規約その他の法令を遵守し、第三者サービスの利用について一切の責任を負うことを保証します。

第 14 条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第 15 条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報又は生成情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報又は生成情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第 16 条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載し、又は生成禁止情報を生成する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 17 条（掲載・生成禁止情報）

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、若しくはそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」又は「生成禁止情報」といいます。）を掲載し、又は生成若しくは作成してはならないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定めに違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 会員は、生成禁止情報を自己又は第三者が運営管理するwebサイト等に掲載し又は掲載させてはならないものとします。
3. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該掲載禁止情報の内容を変更・削除することができるものとします。また当社は、会員が前二項に違反した場合、何らの予告なく、当該会員の会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
4. 当社は、前項により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 18 条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び当社が本サービスとして提供する一切の機能並びにこれらに係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) 生成情報が有効に保存、ダウンロード若しくは外部送信可能であること、又は消失若しくは毀損しないこと
 - (8) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (9) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (10) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報又は生成情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第 19 条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第 20 条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報若しくは生成情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 21 条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他当社が本サービスとして提供する一切の機能に係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報及び生成情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、会員は、それらが無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。
2. 掲載情報及び生成情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。
3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載し、又は生成情報の生成若しくは作成に利用するものとします。

第 22 条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。
 - (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サ

ービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(5) 電気通信業者が電気通信役務の提供を中止する場合

(6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合

(7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第 23 条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 24 条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報又は生成情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第 25 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第 26 条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第 27 条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。

3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていると認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 36 条（残存条項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。

3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に関する特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることがなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

附則

2016 年 11 月 1 日 制定・施行
2018 年 12 月 4 日 改定
2020 年 3 月 31 日 改定
2023 年 9 月 8 日 改定
2024 年 6 月 5 日 改定
2026 年 1 月 14 日 改定

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
・年 月 日	令和7年9月10日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 2025 vol.9				
対象者	奈良県内の住民				
配布方法	新聞折込み				
発行目的	議会での議論状況を県民に伝えるため				
按分率の説明	100%				
内容	< 6月定例会の報告 > ・代表質問の報告 ・一般質問の報告 ・委員会の報告 ・議会改革について ・『クマ対策』前倒しの要請				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代と 振込手数料	株式会社 プットア ップ・ス タイル	3,190 円	2,750 円+440 円 =3,190 円	68
	新聞折込料 と 振込手数料	株式会社 S T B	2,090 円	1,650 円+440 円 =2,090 円	67
	※100%充当 合計 5,280 円				
備考	添付資料：別紙（会派チラシ vol.9）				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 6月定例会報告

議会改革が動き出す!

議会による、県民のための議会改革

日本維新の会県団は、今議会において、自民党県と新政なら、無所属1名とで政策協定を結び、県議会改革を協議していくこととしました。議会はどちらかといえば伝統と慣習を重んじる場です。その中で必要なものは残し、県民視線に変えるところは変えていく。このことが県政発展、二元代表制としての県議会の発展につながると思います。

議員報酬削減の議論を進める
議員報酬の更なる削減を

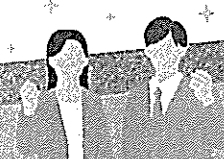
本会議答弁者の見直し
議論が噛み合うことを目指す

県庁職員の働き方改革
議会開会中を除き勤務時間外打合せ廃止など

特別委員会のあり方見直し
常態化している特別委員会を事件や課題の必要に応じて設置

各委員会への理事者の出席要請の見直し
職務の効率化のため、課長級職員の出席者を答弁する者のみに

議員派遣の見直し
各種議員派遣に関して、抜本的な見直しを行う



山下県政の政策実現が進んでいます!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』

本年の2月議会でもお伝えした通り、『ならの道リフレッシュプロジェクト』が順次、施工されています。整備は道路の舗装補修、防犯対策、区画線補修の3項目に分けられ、県ホームページで実施状況がわかります。この事業は山下県政の目玉政策の一つで、令和7年度には262億円が予算化されています。



東通みどり 大和郡山市井戸野交差点

『県立高校トイレピッカピカ計画』

この夏休みからいよいよ工事が始まります。県内29校(31学舎)のうち、まずは7校から着手されます。1校あたり約1年間の日数を要し、工事中は生徒や関係者の皆様にもご不便をおかけしますが、完成した時は必ず学校生活の向上につながると期待します。



1分1秒でも早く!



県議会 南部・東部地域振興対策特別委員会『クマ対策』前倒しを要請

ツキノワグマ保護管理計画改定について

クマの出没と被害が全国的に発生している中、6月13日に開催された県議会南部・東部地域振興対策特別委員会で、委員として質問にたった日本維新の会県団松尾勇臣幹事長は、「パブリックコメントのスケジュールもあるが、現行計画で命の危険を感じている県民もいる中、改定は月単位ではなく日単位で動いて1分1秒でも早くして欲しい。」と迅速な県の対応を求めました。また、「クマもそうだが、根本は奥山に動物たちの食べ物がないという検証結果が多い。例えば県有林を使ってクマのエサとなるどんぐり捨てて、人が奥山に返っていく努力を部局横断の長期的視野で行っていく必要がある。」と訴えました。

日本維新の会が提出した意見書が採択されました!

自らの当選を目的とせず他の候補者の当選を目的として選挙に立候補する、いわゆる二馬力選挙を制限する法規制がないことから、日本維新の会は国に法改正を求める意見書を県議会に提出し、採択されました。日本維新の会は、民主主義の根幹をなす公平な選挙を守ります。

TOPICS

7月2日に行われた県議会役員改選で日本維新の会から常任委員長2名、副委員長2名、議会運営委員会でも副委員長が選出されました。さらに奈良県監査委員の議会枠2名のうち1名は、日本維新の会から選出され、議会三役の重要な役割を担います。関西広域連合議会にも会派から2名を選出し、県の街づくりの骨格を決定する都市計画審議会や国土利用計画審議会などの付属機関にも会派から委員を選出しました。

メンバー紹介		松尾 勇臣		佐藤 光紀		中川 崇	
小林 誠		工藤 将之		福西 広理		関本 真樹	
松本 秀一郎		清田 典章		山田 洋平		星川 大地	

令和7年 6月定例会

代表質問



福西 広理 議員



- ① 知事就任時から達成できた取組と未達成の公約について
- ② 県立病院機構の中期計画の変更と今後の展望
- ③ まほろば健康パークの今後の整備方針について
- ④ 耕作放棄地対策及び農業の担い手確保をどうするか
- ⑤ 空家等対策特別措置法による市町村の対応及び本県の取組
- ⑥ 大和川の国の治水対策と県のかかわり
- ⑦ 下水道管の老朽化対策について

③ まほろば健康パークの整備について

質問 まほろば健康パークの南側の川西町半田地区は県の人口重心地に位置する。県民が最も平等に集いやすい優位性を備えている。健康・スポーツ・観光・産業振興・交流のハブ拠点としてどのように整備するか。

立井 パブリックコメントを踏まえ、楽しく、子育て支援をコンセプトとした計画を、本年3月に策定した。多様な人の交流を促す交流エリア、雨天でも安心、大屋根広場、水遊びなどのできる「プレイパークエリア」、バーベキューも楽しめる「アウトドア・樹木エリア」。今年度は管理運営に関心を持つ民間事業者等に試行的に利用してもらい、いわゆるトライアルサウンディングを予定。魅力的な運営ができるよう、設計段階で管理・運営事業者の提案やノウハウが反映できる事業手法を取りたい。

一般質問

佐藤 光紀 議員



- ① 大阪・関西万博における奈良県の取組について
- ② 米の種子生産について
- ③ 奈良公園について
- ④ 県庁周辺における交通対策について

米の種子生産について

質問 稲の種子が多国籍企業や民間業者に独占されるなどの懸念、さらには品質、価格に不安を感じた農家や消費者の働きかけによって、山下県政に代わった節目に、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を定めた理由と、今後の米の種子生産に係る方針について伺う。

立井 多くの生産者・消費者などから、主要農作物の種子供給に関する県の計画や指針を示すべきという要望が寄せられ、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を、本年3月24日付で制定した。この要項及び要領に基づき生産者へ優良な種子供給を継続することで、米をはじめとした主要農作物の生産性向上に寄与してまいりたい。

工藤 将之 議員



- ① 市町村への支援のあり方について
- ② 南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて
- ③ 大神神社参道（一般県道三輪山線）整備について
- ④ 不登校支援について
- ⑤ 県立学校トイレへの生理用品の配置について
- ⑥ 物価高騰対策について

南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて

質問 知事は5月末に天理市と桜井市の市長から要望を受け、6月16日に発表した天理市福住校区と山の辺校区山間部、桜井市上之郷地区を対象とした「天理市及び桜井市の東部山間地区における土地利用等に関する勉強会」の立ち上げは、内容、スピードともに評価に値する。今後の進め方を問う。

立井 本年5月に天理市長・桜井市長から、現状の基準や運用では産業、観光施設の立地が難しく、地域コミュニティ維持にも支障があり、基準等の改正を求める要望を受け、「勉強会」を立ち上げた。6月26日に第1回勉強会を開催した。現地視察等も行いながら今年度中に必要な施策を打ち出したい。

星川 大地 議員



- ① 広報・情報発信について
- ② 奈良県文化会館の運営手法について
- ③ 近鉄大和西大寺駅の高架化について
- ④ 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定について
- ⑤ 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

近鉄大和西大寺駅の高架化について

質問 近鉄大和西大寺駅の高架化については、県、奈良市、近鉄の3者による協議が止まったままで、いまだ再開に至っていない。奈良市への県の働きかけと協議の過程を具体的に伺いたい。

立井 令和5年、まずは高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置することを、県、奈良市、近鉄の3者での検討に合意した。同年11月に第2回目の協議を行った以降、市の意向で協議会は開催できていない。昨年7月、奈良市長との面談では高架化に消極的な印象を受けた。その後、協議会への市の回答はない。総事業費を正確に算出していくことや市の考える高架化以外の対策についても協議することも提案している。

委員会 報告

6月定例会

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



民生委員会



経済労働委員会



建設委員会



文教くらし委員会



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎

年 月 日	令和7年10月23日				
政務活動先	奈良先端科学技術大学院大学				
政務活動の目的	最新の技術について学びながら、安心・安全な食について考えるため				
相手方	出村拓 博士（デジタルイノベーションセンター教授）				
内容、結果等	ゲノム編集/遺伝子組換え技術の現状と可能性について、講義を頂き、その後、万博で展示された「光る植物」など最新の研究について、見学をした。				
※視察の効果を明記のこと	【結果】 県民にとって、安心・安全な食と農を実現するために、研究状況や分類などを知ること、今後のあるべき方向性を考えることができた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	駐車場代			300 円	88
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	300 円 ()			
備考	添付資料:				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

政務活動記録簿（令和7年10月23日）

（県内視察・生駒市）

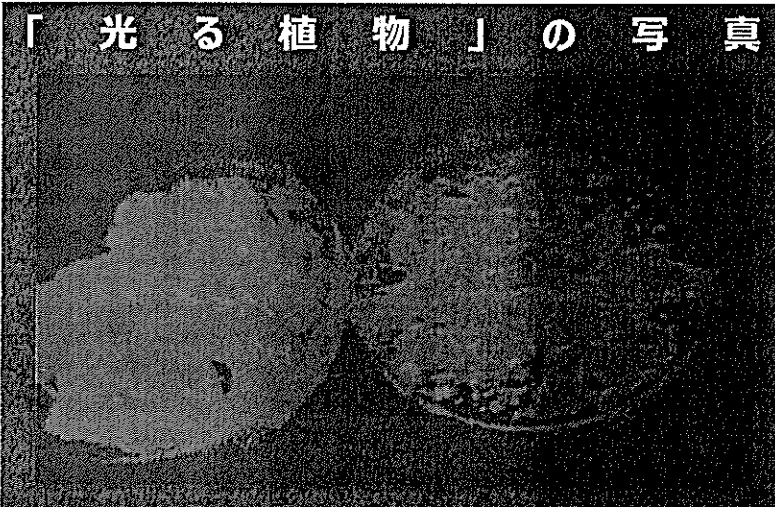
大 学 の 入 口 で 撮 影



講 義 を 聴 講 中 の 写 真



「 光 る 植 物 」 の 写 真

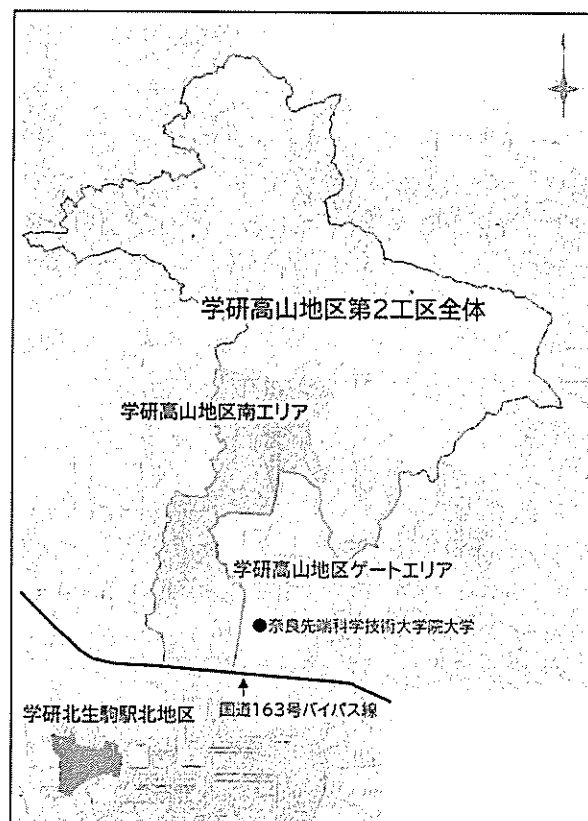


資料1

以降のページは
議会事務局で保管

学研高山地区第2工区 前回事業推進会議以降の取組み報告について

1. 個別地区の状況について



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎

年 月 日	令和7年11月12日			
年会費名	関西若手議員の会（府県議会議員 年会費）			
相手方	関西若手議会議員の会 事務局			
年会費支払目的	超党派で他自治体の先進的な取組みや、若い世代の政策立案を学ぶ			
按分率の説明	100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とし、研修会や現地調査、会員相互の選挙支援などを行っています。 ◆本会の活動頻度 1年に数回。 ◆参加者の状況 関西2府4県の原則39歳までに初当選した45歳以下の市町村・府県議会議員で構成。現在約120名が所属。 ◆効果 他自治体の取組みを学べた。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2025年度年会費4月～3月	2,440	年会費	98
	合計	2,440 円	（ すべて政務活動 ）	
備考	添付資料：会員規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会則

第1条 (名 称)

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条 (目 的)

本会は、真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつぎのような事業を行う。

- 1 議会報告及び勉強会。
- 2 関係機関への提案、陳情、要望。
- 3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。
- 4 本会を広く運動として推進するための広報活動。会員相互の親睦を図ること。
- 5 その他、前項の目的達成 に必要と認められること。

第4条 (会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条 (正会員)

- 1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する39歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県）の市町村議会議員及び府県議会議員とする。
- 2 正会員は年度中に45歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。
- 3 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国会議員、府県議会議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条 (賛助会員)

- 1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることができる。また、この他に役員会が認めた者も賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることができない。

第7条 (会 費)

- 1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

会員 市町村議会議員(浪人中も含む) 5,000 円

全国若手市議会議員の会に入会資格のない府県議会議員 2,000 円

賛助会員 2,000 円

- 2 正会員の市町村議会議員の会費の内、3,000 円は「全国若手議員の会」の会費に充当する。
- 3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。
- 4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。
- 5 再入会后、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- 1 退会を希望したとき。
- 2 本人が死亡した時
- 3 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条（会 議）

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条（総 会）

1 総会は、本会の最高意志決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条（役員会）

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員の3分の2以上（委任状を含む）の定数を必要とする。議決は、出席役員の過半数で決定する。

第15条（役 員）

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市町村議会議員の中から選出しなければならない。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。
- (3) 事 務 局 長 1 名 会務処理及び財務をつかさどる。
- (4) 事務局次長 2 名 事務局長を補佐する。（内 1 名を財務担当とし、事務局長を補佐）

- (5) 監 査 2 名 会計を監査する。
- (6) 部 会 長 若干名 部会をつかさどる。
- (7) 顧 問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第 16 条（顧 問）

- 1 顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。
- 2 役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第 17 条（議 長）

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第 18 条（任 期）

第 15 条に定める役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 19 条（事務局）

本会の事務局は、当該年度の事務局長の事務所に置く。

第 20 条（会計年度）

会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとする。

第 21 条（改 正）

本規約の改正は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議する。

附則

第 1 条（旅費交通費）

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について別途定める内規に従う。

第 2 条（その他）

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成 08 年（1996 年）04 月 01 日改正

平成 13 年（2001 年）08 月 01 日改正

平成 17 年（2005 年）04 月 01 日改正

平成 18 年（2006 年）04 月 01 日改正

平成 20 年（2008 年）05 月 29 日改正

平成 21 年（2009 年）04 月 21 日改正

平成 22 年（2010 年）04 月 18 日改正

平成 27 年（2015 年）05 月 08 日改正

平成 28 年（2016 年）08 月 08 日改正

令和 4 年（2022 年）07 月 20 日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

関西若手議員の会について

＞ 関西若手議員の会について

関西若手議員の会とは

関西若手議員の会は、関西2府4県原則39歳までに初当選した45歳以下の関西2府4県の市町村・府県議会議員で構成され、現在約120名で活動しています。

真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とし、研修会や現地調査、会員相互の選挙支援などを行っています。

また、約500名の会員で組織されている全国若手議員の会の関西ブロックとして位置づけられており、全国組織としても活動しています。

会則



第1条 (名 称)

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条 (目 的)

本会は、真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつぎのような事業を行う。

1 議会報告及び勉強会。

2 関係機関への提案、陳情、要望。

3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。

4 本会を広く運動として推進するための広報活動。会員相互の親睦を図ること。

5 その他、前項の目的達成に必要なと認められること。

第4条 (会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条 (正会員)

1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する39歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県）の市町村議会議員及び府県議会議員とする。

2 正会員は年度中に45歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。

3 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国会議員、府県議会議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条 (賛助会員)

1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることができる。また、この他に役員



詳しくはこちら

最近の記事



11月よもやま座談会を開催しました
2024.12.14

会が認めた者も賛助会員となることができる。

2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることができない。

第7条 (会 費)

1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

会 員 市町村議会議員(浪人中も含む) 5,000円

 全国若手市議会議員の会に入会資格のない府県議会議員 2,000 円

賛助会員

2,000円

2 正会員の市町村議会議員の会費の内、3,000円は「全国若手議員の会」の会費に充当する。

3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。

4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。

5 再入会后、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

1 退会を希望したとき。

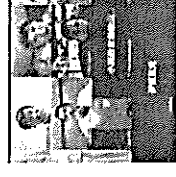
2 本人が死亡した時

3 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)



10月よもやま座談会を開催しました
2024.12.14

研修会



2026年2月 奈良研修
2026.02.9



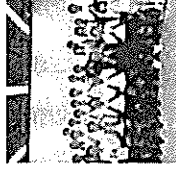
2025年11月 京都研修
2025.11.11



2025年10月 和歌山研修
2025.10.27



2024年10月 大阪研修
2024.10.14



2024年8月 総会&兵庫研修
2024.08.27

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条（会議）

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条（総会）

1 総会は、本会の最高意思決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条（役員会）

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員の3分の2以上（委任状を含む）の定数を必要とする。

議決は、出席役員の過半数で決定する。

第15条（役員）

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市町村議会議員の中から選出しなければならない。

(1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。

(3) 事務局 長 1 名 会務処理及び財務をつかさどる。

(4) 事務局次長 2 名 事務局長を補佐する。(内1名を財務担当とし、事務局長を補佐)

(5) 監 査 2 名 会計を監査する。

(6) 部 会 長 若干名 部会をつかさどる。

(7) 顧 問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第16条 (顧 問)

1 顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。

2 役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第17条 (議 長)

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第18条 (任 期)

第15条に定める役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第19条 (事務局)

本会の事務局は、当該年度の事務局長の事務所に置く。

第20条 (会計年度)

会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第21条 (改 正)

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決議する。

第1条（旅費交通費）

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について

別途定める内規に従う。

第2条（その他）

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成08年（1996年）04月01日改正

平成13年（2001年）08月01日改正

平成17年（2005年）04月01日改正

平成18年（2006年）04月01日改正

平成20年（2008年）05月29日改正

平成21年（2009年）04月21日改正

平成22年（2010年）04月18日改正

平成27年（2015年）05月08日改正

平成28年（2016年）08月08日改正

令和4年（2022年）07月20日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

関西若手議員の会は、地域社会の課題解決を目指して活動する、関西2府4県の若手地方議員が集うネットワークです。



HOME

関西若手議員の会について

役員紹介

研修会

入会案内

全国若手議員の会

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎				
年 月 日	令和7年11月26日			
年会費名	子どもの事故予防地方議員連盟（年会費）			
相手方	子どもの事故予防地方議員連盟			
年会費支払目的	超党派で、子どもの事故予防に向けた取組みや施策を学ぶ			
按分率の説明	100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 ・事故予防に詳しい専門家を招き勉強会を開催 ・各自治体での現状を確認 ・事故予防に関して不足があれば改善を提案 ・議員間で、提案内容やその結果を共有 ◆本会の活動頻度 1年に数回。 ◆参加者の状況 子どもの事故を予防するための施策の研究及び政策提言を推進し、子どもの生命及び身体の保護に資することを目的とした地方議員。 ◆効果 他自治体や議会での取組みを学べた。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2025年度年会費	3,000	年会費	102
	合計 3,000 円 （ すべて政務活動 ）			
備考	添付資料：会員規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

子どもの事故予防地方議員連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は、子どもの事故予防地方議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、子どもの事故を予防するための施策の研究及び政策提言を推進し、もって子どもの生命及び身体の保護に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもの事故を予防するための施策の研究
- (2) 子どもの事故を予防するための政策提言
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する地方議員及び現職でなくなった日から4年以内の者(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 政務調査会会長 1名
- (6) 政務調査会副会長 若干名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 若干名
- (9) 会計 若干名
- (10) 広報 若干名
- (11) 庶務 若干名
- (12) 監事 若干名
- (13) その他、会長が必要とする役職

2 本連盟に、別途規則で定める室を置くことができ、室長は役員とする。

3 本連盟に、会長が指名する顧問および相談役を置くことができる。

4 役員は、総会において選任する。

(任期)

第2条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第3条 会長は、本連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事長は、組織内に関わる職務を執り行う。

4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 政務調査会会長は、政策の調査研究や立案を行う。

6 政務調査会副会長は、政務調査会会長に事故があるとき又は政務調査会会長が欠けた時は、その職務を代行する。

7 事務局長は、本連盟の運営に当たる。

8 事務局次長は、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

9 会計は、本連盟の出納に当たる。

10 広報は、本連盟の広報に当たる。

11 庶務は、本連盟の事業及び書記に当たる。

12 監事は、本連盟の会計を監査する。

13 顧問および相談役は、本連盟の運営に関し、会長に助言をする。

(会議)

第4条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第5条 総会は、本連盟の重要事項について議決する。

2 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

3 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、総会に付議する事項、急施を要する事項その他会長が必要と認める事項について議決する。

2 役員会は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額3,000円とする。

3 経費に不足を生じた場合は、総会の議決を経て、借入れをすることができる。

(会計年度)

第12条 本連盟の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本連盟の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(対外的な公表)

第14条 役員会で決定した事案は、役員会決定として対外公表することができる。なお、緊急を要する事案については役員会を経ずに会長声明として発出することができる。

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員会において、その会員を除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を毀損したとき
- (2) 本連盟の秩序を著しく乱す行為をしたとき

(3) その他、会員として適当でないと認められたとき

(退会処分)

第16条 会費等を滞納し、相当の期間を定めてその履行の催告をしてもなお、その期間内に支払がないときは、役員会においてその会員を退会処分とすることができる。

(規則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が規則として別に定める。

附則

(施行)

第1条 この規約は、本連盟の成立した日から施行する。

(会計年度の特例)

第2条 初年度の会計年度は第12条の規定に関わらず、令和元年10月4日から、令和2年3月31日とする。

附則

本規約は、令和4年10月21日から施行する。

附則

本規約は、令和5年10月16日から施行する。

附則

本規約は、令和6年10月30日から施行する。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎					
年 月 日	令和8年1月7日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 2025 vol.10				
対象者	奈良県内の住民				
配布方法	手配り				
発行目的	議会での議論状況を県民に伝えるため				
按分率の説明	100%				
内容	<9月定例会の報告> ・代表質問の報告 ・一般質問の報告 ・委員会の報告 ・子育て施策について ・『クマ対策』について ・保育士の処遇改善について ・京奈和道の早期整備について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代と 振込手数料	株式会社 プットア ップ・ス タイル	3,190 円	2,750 円+440 円 = 3,190 円	117
	※100%充当 合計 3,190 円				
備考	添付資料：別紙（会派チラシ vol.10）				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 9月定例会報告

前進。奈良県政

山下知事 日本維新の会の改革で、生活密着の県政を前へ前へ、さらに前へ。

前進 保育士

県独自の処遇改善で
就職率・意欲もアップ!

令和6年度から県独自の取組として、民間保育所等に勤務する常勤の保育士等への給与加算を実施する市町村に対して補助をするという制度を開始。

保育士養成施設卒業業者で
県内保育施設に
就職した人の割合

令和5年度 52.3% アップ 令和6年度 57.8%

待遇の改善を非常に感じる、
やや感じると答えた施設の割合
(令和7年10月22日知事定例会見より)

これについては、日本維新の会が、令和7年3月予算審査特別委員会で、奈良県保育士処遇改善事業は大変いい取組だと評価し、奈良県は保育士の給料が低く、大阪府に勤めに行ったほうが高いことを改善するべきだと要望していました。

前進 子育て

次世代への投資は
奈良県の成長につながる

令和8年度から所得制限を撤廃した全ての子どもを対象とした高校授業料実質無償化が始まります。

9月議会で日本維新の会の代表質問に対し、山下知事は、奈良県独自の政策であり次世代への投資こそが奈良県の成長につながる。強い信念をもって進めたいと述べました。

前進 クマ対策

日本維新の会は以前から
対策と予算措置を要望

全国的にクマによる被害が多発する中、日本維新の会は、6月の南部・東部地域振興対策特別委員会で、早期の条例改正と森林の環境改善を求めました(前号掲載)。

それに続き、9月の予算審査特別委員会で奈良市の北部でも出没が相次いでいるとしたうえで、クマ専門家派遣事業は当初予算の約600万円で足りるのかと質問し、各市町村への支援を手厚くするよう求めました。奈良県から初の総理となった高市早苗首相は、経済対策でクマ対策に交付金を拡充することを明言されました。

前進 道路

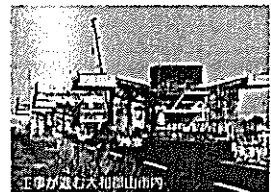
もっと奈良の道を快適に。
京奈和道で近畿の中心地へ

10月に東京で開催された京奈和自動車建設促進大会に、日本維新の会、小林議員と福西議員が建設委員会の委員として参加しました。

この大会は山下知事が会長を務める京奈和自動車建設促進協議会が主催し、奈良県、和歌山県、京都府や国会議員、地方議員も参加し早期開通に向けて協力を誓い合いました。

京奈和自動車早期整備はもちろんですが、県民の利便性と生活の向上はむしろ周辺道路の整備にかかっています。

大会に参加した小林、福西両議員は、ネクソ西日本の社長や関西支社長などと相乗効果をめざして奈良県の道路整備を加速させるため情報交換しました。



小川 麻 代表者 奈良県議会議員	松尾 勇臣 副代表者 奈良県議会議員	佐藤 光紀 奈良県議会議員	中川 崇 奈良県議会議員
松本 秀一郎 奈良県議会議員	工藤 利之 奈良県議会議員	福西 広理 奈良県議会議員	関本 真樹 奈良県議会議員
山田 洋平 奈良県議会議員	清田 利重 奈良県議会議員	星川 大地 奈良県議会議員	星川 大地 奈良県議会議員

令和7年 9月定例会



清田 典章 議員



- ① 高等学校授業料等への支援の拡充について
- ② 県立美術館の整備について
- ③ 多文化共生について
- ④ 中小企業支援について
- ⑤ 広報戦略について
- ⑥ 観光総合戦略について
- ⑦ 民間を活用した空き家対策について
- ⑧ 入札不調等への対応について
- ⑨ 学校部活動の地域移行について

① 高等学校授業料等への支援の拡充について

知事 知事の高等学校授業料等の実質無償化により、すべての子どもたちが平等に学び、未来を切り開ける社会の実現に一步近づいた。学校部活動を地域クラブ活動へ移行では地域クラブ運営費用を保護者が負担することになる。その一方で部活動指導員の配置を促進する地域連携との間で、費用負担に不公平が生じると考えるが、どのように対応していくのか。

国 国の補助制度のスキーム等がどのようなものか見極めながら、原則保護者負担という姿勢は残しつつも、その負担を軽減することができる補助制度の創設に向けて、必要となる予算の確保に努めてまい



小林 誠 議員



- ① 奈良県立図書館情報館の20年の成果と未来への展望について
- ② 児童虐待対策について
- ③ 観光戦略本部の今後の方針について
- ④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

国 JR大和路線の法隆寺駅、そして、西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジの2つの主要交通網の結節点がこれほど接近している斑鳩町は、まさに奈良県の玄関口ともいえる。その斑鳩町にある法隆寺参道を、おかげ横丁のようなにぎわいのある参道整備を斑鳩町に働きかけている。奈良県で一番短い県道、斑鳩町にある法隆寺門前である県道法隆寺線の整備をどうするものか。

斑鳩町 斑鳩町が目指す法隆寺周辺の観光振興などとの整合を図りながら、道路整備を行う必要があると認識している。県道法隆寺線の整備・活用については、国庫補助金の活用に向けた調整等を行い、斑鳩町と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えている。



関本 真樹 議員



- ① 県民の健康づくりについて
- ② 英語教育の推進について
- ③ 読解力の向上について
- ④ 学校現場における教員不足の解消について

② 英語教育の推進について

奈良県 奈良県の中学3年生で英語の勉強が好きと答えたのは47.8%と半分以下だが、約9割の生徒が「英語が大切だ」と答え、その重要性を認識している。このような中、県立高等学校において英語によるコミュニケーション能力育成について、どのように取り組んでいるか。

奈良県 奈良県英語教育改善プランを策定し、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組んできたが、国の調査でも成果が徐々にあらわれてきた。国の事業の中で、高校生国際会議の開催などを通して、英語で議論ができるグローバル人材の育成にも取り組んでいきたい。

お詫びと訂正 Vol9で、川西町吐田地区(かわにしちょう はんだちく)を川西町半田地区と誤表記していました。お詫びして訂正させていただきます。
ご連絡頂きました、読者の方、ありがとうございました。

委員会 報告

9月定例会

委員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

財務警察委員会



経済労働委員会



文教厚生委員会



建設委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎					
年 月 日	令和8年1月13日 他				
表題と発行部数	『議会活動報告（まつき秀一郎 県議会ニュース）2025年 vol.4』 発行部数 90,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング、郵送、手渡し				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	チラシの面積により按分（96.5%） 写真・プロフィール欄の面積に応じる				
内容	・奈良県議会9月議会の総務警察委員会での質疑内容 ・2025年1月からの各委員会での質疑内容 【効果】 チラシを見た方からのご意見を県議会・県政活動に反映できた。				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒	有限会社 ウメハラ	1,740 円	1,679円 $1,740 \times 96.5\%$	104
	ポスティング料	株式会社 SKコラ ポ ばど 事業部	370,937 円	357,954円 単価 3.88 円×消費 税 1.1×86,808 部+ 振込手数料 440 円 $\times 96.5\%$	119
	郵送料金	日本郵便	18,260 円	17,620円 $110 \text{ 円} \times 166 \text{ 通} \times 96.5\%$	122
	印刷料金	株式会社 プリント バック	157,180 円	151,678円 $157,180 \times 96.5\%$	123
	郵送料金	日本郵便	12,430 円	11,994円 $110 \text{ 円} \times 113 \text{ 通} \times 96.5\%$	130
	配布料金	株式会社 STB	7,744 円	7,472円 単価 8 円×880 部 $\times \text{消費税 } 1.1 \times 96.5\%$	165
	※96.5% 充当 合計 548,397円				
備考	添付資料：議会報告チラシ				

注 発行した広報紙を添付してください。



日本維新の会

奈良県議会議員

まつき 秀一郎
しゅういちろう

県議会

ニュース

2025年 Vol.4

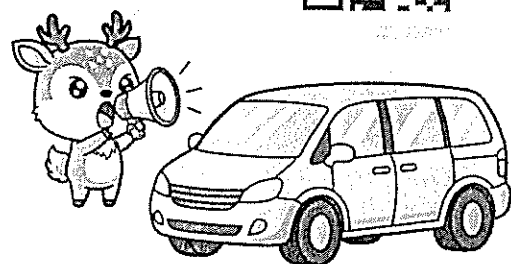
【発行元】まつき秀一郎
〒630-8501
奈良県奈良市登大路町31
日本維新の会 137

9月 奈良県議会 総務警察委員会

1. 奈良公園周辺の白タク対策について

外国人観光客向けに横行？

【委員の質問】 奈良公園周辺で白タクと思われるワンボックス車が増えているとの声が多い。近鉄奈良駅前の行基像前や、東大寺付近での路上駐車、危険な場所での乗り降りや、交通への支障も起きている。白タクに関する現状と検挙状況を伺いたい。



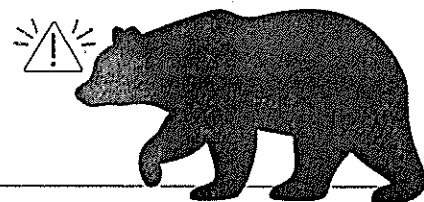
【委員の答へ】 白タク行為は道路運送法違反であり、自動車保険契約や二種免許が欠けるなど、利用者の安全や利益を害するもの。昨年1年間で5件、本年は8月末までで14件の検挙をした。警察本部と奈良警察署による内定捜査で、組織的な犯罪グループの壊滅も行なっている。今後も積極的に検挙活動を継続したい。白タク抑止には、検挙と啓発の両輪が必要と認識。



- 近隣府県と比較では、警察官の人数比で、奈良県警は屈指の検挙件数。
- 積極的な職務質問等で予防策を講じて、断固たる姿勢で県民の安全を守るよう要望。

2 「ナポリスによる情報発信」について

クマ情報をアプリで伝えて！



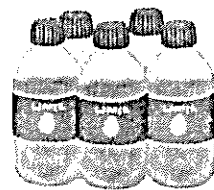
県警の安全・安心アプリ「ナポリス」では、犯罪や事故等の情報を発信しています。奈良市・山添村でのツキノワグマ目撃情報を配信した実績もありますが、防犯・防災情報に比べて、発信機会が少ないのが実状です。クマは1日約50km移動するため、府県をまたぐ恐れもあります。



- 県への要望 ➢ 奈良市と隣接する木津川市での目撃情報も、積極的にプッシュ通知すべき。
- ナポリスを「県民のための総合安全プラットフォーム」と位置づけて発信するよう要望。

3 飲料水の災害用備蓄について

県では市町村や奈良県広域水道企業団の補完として、ペットボトル等で合計6万リットル分の飲料水を確保しています。国の防災基本計画では、備蓄量を最低3日間（推奨では1週間）分を保つよう求めています。各市町村の備蓄量や課題感を突き合わせて、計画やシミュレーションの精度を高めるよう要望しました。



その他に2項目の質問・要望を行ないました。

- 県債発行による資金調達について
- 大阪・関西万博における奈良県催事に使用されたソファの廃棄について

委員会での動画
こちらから



4 2025年1月～質疑内容

経済労働委員会

3月10日

- PFASについて
- 専任担当者制について
- 競輪場再整備等について
- 観光アプリ「ならいこ」について
- 奈良公園のスマートごみ箱について
- 新しい地方経済・生活環境創造交付金（第2世代交付金）を活用した事業について

6月27日

- 朝コンテンツによる宿泊促進について
- 奈良県外国人観光客交流館のあり方検討委員会について

「河川情報の透明性を高めてほしい！」

令和5年度と6年度に、富雄川でPFOS及びPFOAの合計値が暫定指針値を超過していたとの答弁がありました。この物質は現在、製造・輸入を禁止されています。県は、飲用を目的とした取水がないため、汚染源調査は行わない方針です。県の調査内容・頻度、個々の判断について、透明性の高い情報開示を要望しました。

子育て・教育・文化・スポーツ・観光・環境・福祉・労働・生活・国際交流・防災・まちづくり・特別委員会

2月21日

- 周産期グリーフケアについて
- 保育現場の職場環境改善について
- こども食堂スタートアップ事業について
- ニュースポーツの振興について
- 奈良の学び推進プランについて

6月13日

- こども・若者の意見聴取について
- こども・若者委員の公募について

「宿泊価格は適正なのか？」



外国人観光客向け宿泊施設「猿沢イン」には、1人1泊2,750円プランもありました。インバウンド急増もあり、当初の設置目的から環境が変わってきています。時代に合ったあり方を検討してほしいと要望しました。

予算審査特別委員会

10月1日

- 奈良スーパーアプリの新たな機能追加等の取組状況について
- 介護生産性向上総合相談センターについて
- 近鉄大和西大寺駅周辺の渋滞対策について
- 事業承継円滑化支援事業補助金について
- 女性が輝くワークチャレンジ事業について
- 奈良県協働推進指針について
- 放課後児童クラブの現状について
- GIGAスクール運営支援センターについて
- （新）ツキノワグマ動向把握事業について
- 食品ロスから考える脱炭素推進事業について

10月2日

- 知事総括質疑）事業承継への支援について
- 知事総括質疑）近鉄大和西大寺駅の高架化にかかる今後の奈良市との協議の進め方について

10月3日

- 知事総括質疑）事業承継への支援について
- 知事総括質疑）近鉄大和西大寺駅の高架化にかかる今後の奈良市との協議の進め方について

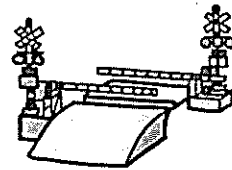


「開かずの踏切」解消に向けて…」

県では、大和西大寺駅周辺の渋滞対策を議論する際、同規模の近郊都市主要駅での鉄道高架化事例を参考にしています。その比較指標が、改札を通過する「乗降人数」でした。大和西大寺駅の約4.3万人には、改札内の乗換は含まれていません。各線の乗換を考慮すると、実質9～10万人級の駅です。実態に即した議論を求めました。

実現

委員会での要望後、県公式資料の記載が変更されて、「他線乗換の有無」を踏まえた議論が始まりました。



奈良県議会議員 まつき秀一郎

【プロフィール】

1984年 4月10日生まれ

奈良市立佐保台小学校 卒業

奈良学園中学校・高等学校 卒業

2007年 大阪市立大学法学部（現・大阪公立大学）卒業

大手証券会社 入社

2016年 大阪維新の会 維新政治塾 入塾

その後、国会議員秘書を経験

2018年 IT関連会社入社、大阪支社長

2023年 奈良県議会議員

ホームページ、ブログ
YouTube、Facebook
にアクセスできます！

090-2080-4902

matsukishin@gmail.com



【所属】

- 総務警察委員会
- 議員の定数及び選挙区等検討委員会
- 関西広域連合議会議員（産業環境常任委員会 前委員長）

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和8年3月31日他				
表題と発行部数	『議会活動報告（まつき秀一郎 県議会ニュース）2026年 vol.5』 発行部数 95,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング、手渡し				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	チラシの面積により按分（96.5%） 写真・プロフィール欄の面積に応じる				
内容	・奈良県議会 12 月議会の本会議での質疑内容 【効果】 チラシを見た方からのご意見を県議会・県政活動に反映できた。				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷料金	株式会社 プリント パック	138,910 円	134048 円 138800+振込手数料 110 円×按分率 96.5%	148
	ポスティング 料	株式会社 SK コラ ボ ぽど 事業部	377,710 円	364,490 円 単価 3.88 円×消費 税 1.1×88,395 部+ 振込手数料 440 円 ×按分率 96.5%	172
	配布料金	株式会社 S T B	15,774 円	15,221 円 単価 6 円×消費税 1.1×2,390 部×按 分率 96.5%	166
	新聞折込	株式会社 S T B	7,920 円	7,642 円 単価 3 円×消費税 1.1×2,400 部×按 分率 96.5%	168
	振込手数料	株式会社 S T B	440 円	424 円 440×按分率 96.5%	164
	封筒	有限会社 クメハラ	2,610 円	2,518 円 2,610×按分率 96.5%	161
	※96.5%充当 合計 524,343 円				
備考	添付資料：議会報告チラシ				

注 発行した広報紙を添付してください。



日本維新の会

奈良県議会議員

県議会

ニュース

2026年 Vol.5

まつき 秀一郎

しゅういちろう

【発行元】まつき秀一郎
〒630-8501
奈良県奈良市金大路町3
日本維新の会 2F

奈良県議会 本会議 一般質問

1 中学校部活動の地域移行について

4月の新学期に向けて…



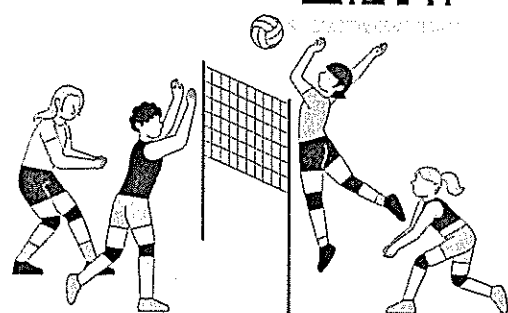
現場の先生や保護者より

「指導者の県人材バンクの「質と数」の確保、保護者の費用負担、活動の減少、生徒たちの安全管理など不安…」

県民の不安解消、市町村との連携強化に向けて、どのように取り組んでいるのか？

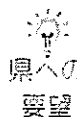
県民の不安解消、市町村との連携強化に向けて、どのように取り組んでいるのか？

ご相談・
ご要望は
コチラ→



調査結果

休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、部活動指導員による学校部活動が約1割という調査結果があり、概ね順調に移行できていると認識。指導者謝金を含む地域クラブ活動の活動費については、原則として受益者負担であるが、保護者の負担軽減を図るため、国・県・市町村で連携が必要と考えている。



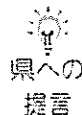
過疎地域や、競技人口の少ない種目の不安をなくせるよう、県人材バンクのマッチングを進めてほしい。保護者向け説明動画を県教育委員会のホームページで公開しているが、視聴数を増やして、理解促進に努めてほしい。

2 関西文化学術研究都市と連携した産業政策

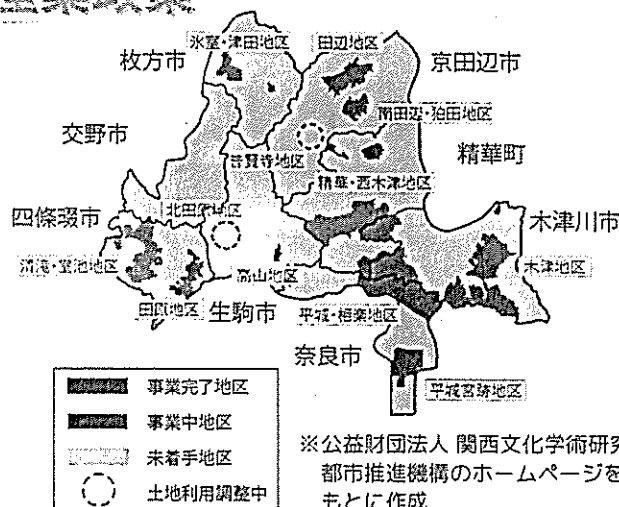
産業クラスターの未来

関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）とは？

奈良・大阪・京都にまたがる、総面積1.5万ha・12クラスターを配置した世界最大級のサイエンスシティ。産学官民の協力が特徴で、クラスター（文化学術研究地区）を分散配置。交通・情報ネットワークで有機的に結ばれている。



県はこれまで、特定産業を重点育成する方針を明確にしてこなかったが、今後はけいはんな学研都市との戦略的連携を強化し、産業クラスター形成に積極的に関与してほしい。



※公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構のホームページをもとに作成

クラスター型都市整備は周辺地域との連携を促し、奈良県内への企業誘致やスタートアップ支援と高い親和性を持つ。外部の知識・技術を取り込み、新たな価値を創出するオープンイノベーションの取組みにつながる。

➤2月20日の高市首相の施政方針演説では、「都道府県知事との協働による、産業クラスターの戦略的形成」が明言された。

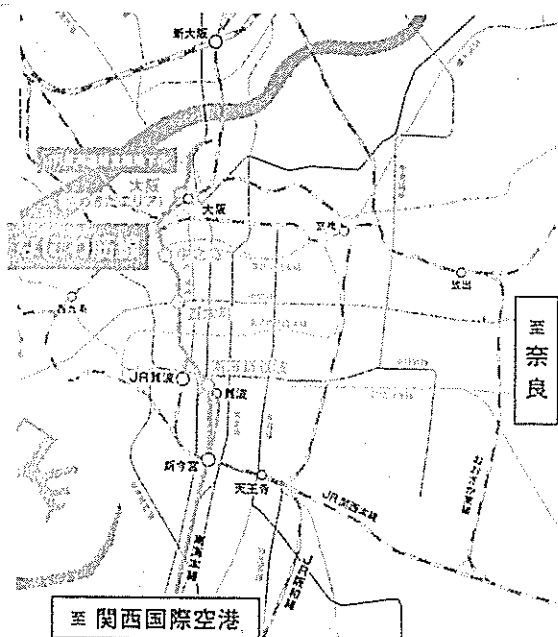
➤国は令和8年度に「地域未来基金費（仮称）」約4,000億円を創設予定。

都道府県の産業クラスター形成・拡大、地場産業の付加価値向上・販路開拓を後押しする大規模投資となる。

3 なにわ筋線開業後の県広域ネットワークについて

通勤・通学が便利に？

なにわ筋線 2031年開業予定、大阪のキタ（うめきた・新大阪方面）とミナミ（難波）を南北に結ぶ新線。大阪環状線の短絡ルートとして機能し、地下鉄御堂筋線の混雑緩和も期待されている。JR大和路線の延長線上に位置しているが、関空アクセスが議論の中心となっている。



※関西高速鉄道株式会社のホームページをもとに作成



奈良～大阪で、なにわ筋線との直通や、朝・夕の環状線内での快速運転など、県民の通勤・通学改善につながる可能性を積極的に研究すべきである。JR西日本・大阪府市で議論が進む中、奈良県も主体的に関与し、広域ネットワーク構築で県の産業・観光振興につなげるべき。

奈良県は全国有数の「県外通勤・通学県」であるが、過去30年で、近隣府県より大きく減少している。相対的に長い移動時間が県外輸出の一因と考えられる。

例えば、平日朝8時半までに大阪駅に着くためには、京都・神戸より約30分早い電車に乗る必要がある。

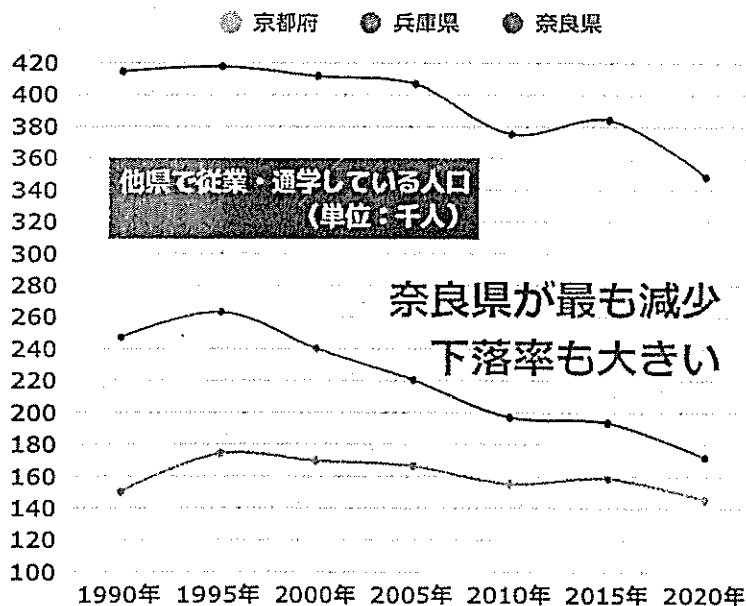
奈良 7:24→大阪8:26

京都 7:56→大阪8:27

三ノ宮7:59→大阪8:24



- ▶奈良県内から大阪駅への直通で乗換えの解消、所要時間の短縮が実現
- ▶県民の通勤・通学環境改善は定住促進・人口流出抑制に直結
- ▶産業・観光の広域連携が進み、関西全体の活性化にも寄与



※総務省統計局 統計ダッシュボードをもとに作成

【その他質疑】

12月議会では、「県営都市公園の魅力向上について」「ツキノワグマ対策について」の2項目を質問しました。

本会議の動画
コチラから



奈良県議会議員 まつき秀一郎

【プロフィール】

1984年 4月10日生まれ

奈良市立佐保台小学校 卒業

奈良学園中学校・高等学校 卒業

2007年 大阪市立大学法学部（現、大阪公立大学）卒業

大手証券会社 入社

2016年 大阪維新の会 維新政治塾 入塾

その後、国会議員秘書を経験

2018年 IT関連会社入社、大阪支社長

2023年 奈良県議会議員



ホームページ、ブログ
YouTube、Facebook
にアクセスできます！

090-2080-4902

matsuki.ishin@gmail.com

【所属】

▶投務警察委員会

▶議員の定数及び選挙区等検討委員会

▶関西広域連合議会議員（産業環境常任委員会 前委員長）



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 日本維新の会・松本秀一郎

年 月 日	令和8年3月31日 他				
表題と発行部数	『議会活動報告（まつき秀一郎 県議会ニュース）2026年 vol.6』 発行部数 95,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング、手渡し				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	チラシの面積により按分（96.5%） 写真・プロフィール欄の面積に応じる				
内容	・奈良県議会 12月議会の本会議での質疑内容 ・奈良県議会 12月議会の総務警察委員会での質疑内容 【効果】 チラシを見た方からのご意見を県議会・県政活動に反映できた。				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷料金	株式会社 プリント パック	133,910 円	134,048 円 138800 円＋振込手 数料 110 円×按分 率 96.5%	151
	ポスティン グ料	株式会社 SK コラ ボ はんど 事業部	369,981 円	357,031 円 単価 3.88 円×消費 税 1.1×86,584 部＋ 振込手数料 440 円 ×按分率 96.5%	173
	配布料金	株式会社 S T B	25,872 円	24,966 円 単価 8 円×消費税 1.1×2,940 部×按 分率 96.5%	169
	れじおん 配布料金	株式会社 S T B	10,516 円	10,147 円 単価 4 円×消費税 1.1×2,390 部×按 分率 96.5%	170
	新聞折込	株式会社 S T B	7,920 円	7,642 円 単価 3 円×消費税 1.1×2,400 部×按 分率 96.5%	171
	※96.5%充当 合計 533,834 円				
備考	添付資料：議会報告チラシ				

注 発行した広報紙を添付してください。



日本維新の会

奈良県議会議員

県議会

ニュース

2026年 Vol.6

（発行元）まつき秀一郎
〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30
日本維新の会 控室

まつき 秀一郎

しゅういちろう

奈良県議会 本会議 一般質問

1 県営都市公園の魅力向上について

大洲池公園の再整備は？

まつき 秀一郎 大洲池公園は、奈良公園と馬見丘陵公園に次ぐ、大きな面積の県営都市公園であり、近隣地域の人口も多い。しかし、「見通しの悪い園路がある、薄暗い」などの声がある。居心地が良く、特色ある公園にしていくため、どのように県民ニーズを把握し、公園づくりに取り組んでいくのか？

山下知事 答弁 現地の視察と併せて、アンケート調査・地元小学校の児童、福祉団体などへのヒアリングを行なった。誰もが使いやすい公園ではないとの課題を感じている。「ぬくもりあふれる公園プロジェクト」により、令和10年度までに園路バリアフリー化、受入施設の設置等を進めていきたい。



12月24日
知事発表

- 西地区のトイレが供用開始
- 駐車場の拡張（西地区は令和8年度、東地区は令和9年度完成予定）
- 体育館の空調設備設置（令和10年度完成予定）
- 池地区の再整備（令和10年度完成予定）
- 老朽化対策（令和7年度は照明のLED化工事、遊具修繕工事、法面对策工事等を実施）

まつき 秀一郎 民間や地域住民と連携した維持管理を強化すべきではないか？ トライアルサウンディング実施など、民間活力の導入をより加速できないか？

山下知事 答弁 公園の賑わい創出、利用者サービス充実、コスト縮減などの点で民間活力の導入は重要。公園の魅力向上に向けて、促進していきたい。

実現

民間活力の導入可能性を探るため、カフェ等の飲食店を営業できるか、今年度中にサウンディング調査をする方針へ。



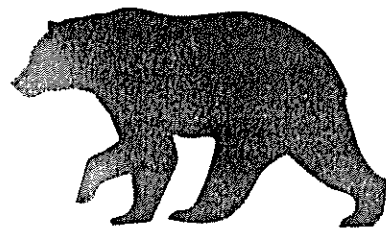
ドリームランド跡地の可能性は？

まつき 秀一郎 公園であれば現規制のまま整備できるが、Jリーガーが活躍するようなサッカー競技場など、いろんな選択肢が想定される。どのような可能性を考えているか？

山下知事 答弁 近鉄奈良駅から近く、広大な面積を有しており、非常にポテンシャルの高い土地だと認識。土地利用の規制権者である奈良市の理解と協力があれば、奈良市の都市公園（ロート奈良鴻ノ池パーク）も近く、周辺を含めて一体的な開発の可能性もある。“県として、お金も出さず汗もかく用意がある”と考えている。

2 ツキノワグマ対策について

奈良市で増える“クマ目撃情報”



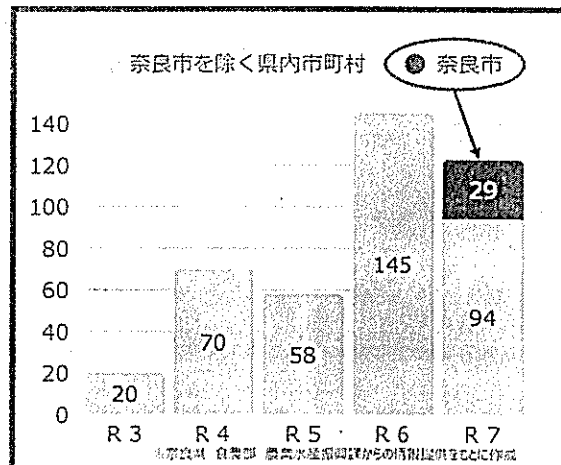
重要情報 2025年は、県北部においてもツキノワグマの目撃情報が相次いだ。地域住民の安全を確保するため、市町村や猟友会等の関係団体との連携を強化し対策に取り組むべきだが、県としてどう考えるか？

山下知事 答弁 市町村の要請に応じ、クマの専門家を派遣し、住民に対して、放置果樹の除去などの対策を助言している。
クマ出没対応に係る研修会も実施。
猟友会と連携し、銃免許所持者を対象とした研修会も検討。



銃猟に関する訓練について、野生鳥獣を想定した射撃訓練を行う銃猟安全技術向上講習会が令和6年度は5回開催されていたが、令和7年度には3回となった。
クマの習性や行動パターン、緊急時の対応手順などを学ぶための講習会を充実させてほしい。

関係者が実践的な対応力を得られるよう、市町村ごとに「机上シミュレーション」や「実地訓練」を実施してほしい。



※議場で投影（12月1日時点データ）

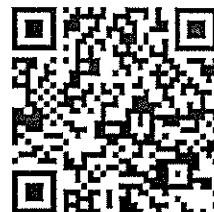
重要情報 兵庫県には、クマ専門知識を持った専門家が16名いるが、奈良県にはいない。国からの被害対策パッケージは、10省庁を横断している。市町村や各部署との連携を強化するよう要望したい。状況の変化に応じて他府県の取組事例の研究などは検討できないか？

山下知事 答弁 今後クマの出没が増えるか予断を許さない。他府県の先進事例を研究し、万全を期していきたい。



- 議会後の12月25日に、県が緊急銃猟訓練を実施
- 県内自治体の不安・戸惑いの声に対応
- 集落でクマの立てこもりが発生した事案を想定

本会議の動画
コチラから



その他質問（本会議）

- ・ 部活動の地域移行
- ・ けいはんな学研都市と連携した産業政策
- ・ なにわ筋線開業後の県広域ネットワーク

総務警察委員会での質問

- ・ 広域行財政改革
- ・ 大阪・関西万博のレガシーの活用
- ・ 県防災訓練における県民への啓発内容

奈良県議会議員 まつき秀一郎

【プロフィール】

1984年 4月10日生まれ

奈良市立佐保台小学校 卒業

奈良学園中学校・高等学校 卒業

2007年 大阪市立大学法学部（現・大阪公立大学）卒業

大手証券会社 入社

2016年 大阪維新の会 維新政治塾 入塾

その後、国会議員秘書を経験

2018年 IT関連会社入社、大阪支社長

2023年 奈良県議会議員



ホームページ、ブログ
YouTube、Facebook
にアクセスできます！

090-2080-4902

matsuki.ishin@gmail.com

【所属】

- ▶ 総務警察委員会
- ▶ 議員の定数及び選挙区等検討委員会
- ▶ 関西広域連合議会議員（産業環境常任委員会 前委員長）



第 11 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 日本維新の会・松木秀一郎					
年 月 日	令和 8 年 3 月 31 日他				
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 2026 vol.11				
対象者	奈良県内の住民				
配布方法	手配り、クレーン配布				
発行目的	議会での議論状況を県民に伝えるため				
按分率の説明	100%				
内容	<12 月定例会の報告> ・代表質問の報告 ・一般質問の報告 ・委員会の報告 ・奈良の道路 (京奈和自動車道大和北道路と国道 163 号線) の整備について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	株式会社 プットア ップ・ス タイル	2,750 円	2,750 円	163
	クレーン 配布	STB	3300 円	3300 円 単価 3 円×1000 部 ×消費税 1.1× 100%=3300 円	167
	合計 6,050 円				
備考	添付資料: 別紙 (会派チラシ vol.11)				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派

日本維新の会 NEWS

奈良県議会会派 日本維新の会 〒640-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel.0742-27-7454 (日本維新の会議員専用)

令和7年 12月定例会報告

奈良の道路整備 着実に前進。

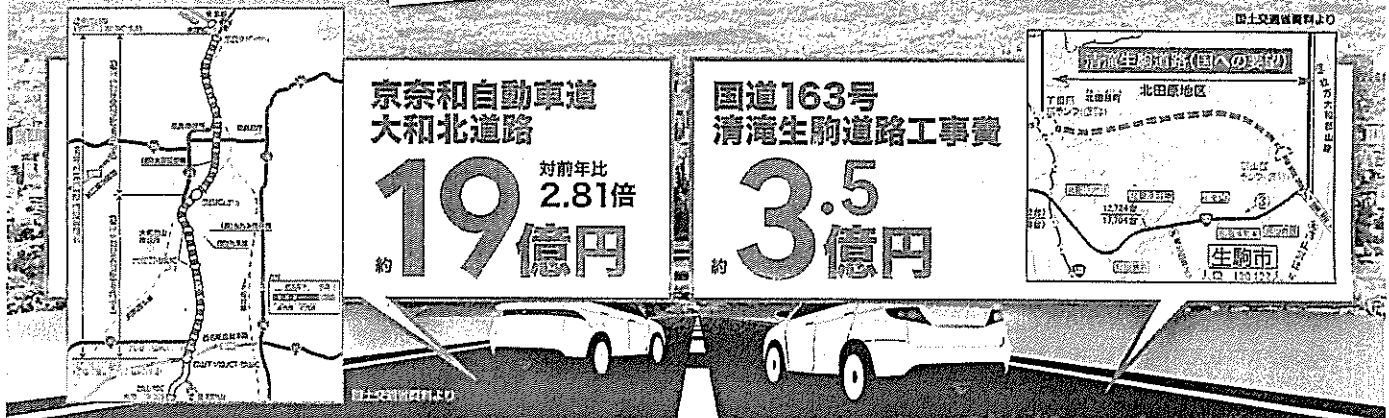
山下知事 日本維新の会でも要望、
国の予算化が進みました！

令和7年度の国の補正予算で、奈良県事業へ増額配分されることになりました(令和7年12月発表)。

京奈和自動車道への予算増額は、山下真知事が、昨秋に大会を開き国に増額配分を求めていました(前回号)。日本維新の会は12月県議会の代表質問でも国に優先順位を上げるよう要望しています。

また、国道163号の清滝生駒道路については、12月に開催された本会議の日本維新の会の代表質問で、生駒市や奈良先端科学技術大学院大学から京奈和自動車へつながる国道として、一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展にとって極めて重要だと県に伝えていました。

今回の国の令和7年度補正予算では、日本維新の会奈良県議団の主張と国の方向が同じであることが確認され、今後も一層活動を進めてまいりたいと考えます。



代表質問

山田 洋平 議員

令和7年 12月定例会



質問項目

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について
02. 金利上昇リスクへの対応と行政改革の更なる推進について
03. 人口減少対策としての戦略的な移住支援策の強化について
04. 人口減少時代に向けた県有施設の集約・複合化について
05. 宿泊税導入等の新たな収入による財源の確保に向けた取組について
06. 県立中高一貫教育校の取組について
07. 奈良県ビジネスビューローとの連携について

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について

質問 京奈和自動車道の本県への20年間の経済効果は6,000億円と言われている。生駒市においては、京奈和自動車道と大阪方面へつながる国道163号線の整備は、京奈和自動車道と一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展に重要だと考える。このような中、本県初の内閣総理大臣が誕生し、現在、奈良県政史上最も国政に近い位置にあり、県民の期待も大きい。知事の所感及び高市総理への期待について伺う。

答弁 奈良県初の内閣総理大臣、初の女性総理の誕生は歴史に刻まれる出来事であり、郷土奈良にとってこの上ない誇りである。高市早苗総理の奈良県出身であることの発言により、奈良県の注目度が日増しに高まっていると実感。知事就任以来、奈良県の可能性を最大限に引き出すための施策を進めてきた。県民が豊かさを実感できる奈良県の未来を築く取組を、高市内閣総理大臣のご就任を契機に、一層前に進めてまいりたいと考えている。

日本維新の会

松尾 勇巨

建設委員会
日本維新の会県議団 代表

佐藤 光紀

経済労働委員会 委員長
日本維新の会県議団 代表

中川 崇

監査委員
厚生委員会

小林 誠

建設委員会 委員長
日本維新の会県議団 代表

工藤 将之

文教くらし委員会
奈良県都市計画審議会 委員

樫西 広理

議会運営委員会 副委員長
建設委員会
奈良県広域水環境整備協議会 議員

関本 真樹

厚生委員会
関西広域連合議会議員

松木 秀一郎

経済労働委員会
総務警察委員会
日本維新の会県議団 代表

清田 典章

経済労働委員会
議会運営委員会
奈良県国土利用計画審議会 委員

山田 洋平

文教くらし委員会 副委員長
日本維新の会県議団 代表

豊川 大地

総務警察委員会 副委員長
日本維新の会県議団 代表

一般質問

令和7年 12月定例会

松本 秀一郎 議員



質問項目

01. 県営都市公園の魅力向上について
02. ツキノフグマ対策について
03. 部活動の地域移行について
04. けいはんな学研都市と連携した産業政策について
05. なにわ筋線開業後の県広域ネットワークについて



03. 部活動の地域移行について

質問 県内中学校1校当たりの平均在籍者数は、昭和62年をピークに3万3,236人と半減した。学校数は微減であり、従来の形態で部活動を維持できなくなっている。

令和8年4月から部活動を地域移行するにあたり、保護者から活動場所や指導者等の確保、経済的な負担についての不安、さらには県と市町村との連携強化を望む声を聞いている。県としてどのように取り組んでいくのか。

答弁 本年9月に各市町村に学校部活動及び地域クラブ活動の実施体制について調査したところ、休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、学校部活動が約1割という結果だった。

地域クラブ活動への移行がおおむね順調に進んでいる。

令和7年4月に保護者向け説明動画を作成し、県教育委員会のHPで公開している。県教育委員会としては、市町村において地域移行の理解が進むよう支援をしていく。

委員会 報告

総務警察委員会



大阪・関西万博のレガシーの活用について

大阪関西万博では、奈良県催事も大きなスケールだった。人気の公式キャラクター、ミャクミャクの活用要件はどうなっているか。

▲公式キャラクター、ミャクミャクは大阪・関西万博の博覧会協会が管理しており、イベント出演は博覧会協会への申請が必要で、令和8年3月末までの活用とされている。

南部・東部振興基本計画案について

南部東部地域においては、人口減少が加速し、行政職員の確保など、単独での行政運営は困難が予想される。県が橋渡し役となって、課題の整理、連携の設計などの調整が必要ではないか。

▲南部東部振興基本計画は、社会情勢の変化、地域の課題や現状を踏まえ、市町村の意見も聞きながら策定する。庁内関係部局とも地域の課題を共有して、部局横断的に取り組む。

厚生委員会



農福連携について

農業従事者が減少する一方で、農業は障害をお持ちの方々活躍する場として可能性がある。農福連携について、現状と今後の取組はどうか。

▲生産技術の習得のため事業所から計31回の派遣申請に対応。販路拡大のための農福連携マルシェの開催、福祉保険部と職農部による障害者雇用に向けた受け入れ体制の整備等を進めている。

保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度について、全国の中で本県の点数はどうか。がん検診と健診については、市町村と力を合わせて様々な取組で啓発を進めていただきたい。

▲本県が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準の統一により評価は高い。市町村と連携会議を開催し、特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じ、市町村の取組水準の底上げを図っていく。

経済労働委員会



第2期奈良県食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減に取り組む県民の割合も85%と高い数値が出ている。第2期の目標は90%であるが、どういうことを目標に設定しているか。

▲平成29年度と令和5年度の比較では、ロス22%減少と効果は出ているが、それでも4万トンのロス。今後は、事業系の削減、子共食堂へのマッチング、子供たちの社会教育の一環とすることを検討する。

建設委員会



道路緊急ダイヤル#9910の利用状況について

実施の状況と効果はどうか。また、#9910は職員の負担軽減になっているか。

▲#9910令和6年度の通報は、電話455件、LINE447件。LINEによる写真や位置情報により、場所を特定する時間が短縮され、今後はデータベースの蓄積により職員の負担軽減につなげたい。

河川堤防と県営都市公園におけるクビアカツヤカミキリの被害について

ここ数年、被害が急増している。県が把握している状況はどうか。市町村と連携した県下一斉、部署横断で撲滅に向けた取り組みが必要。

▲クビアカツヤカミキリは桜、梅、桃などを食害する害虫であり、近年奈良県内でも被害が爆発的に増えてきている。現在、多くの市町村が駆除の対応に追われ、県も土木事務所中心に対応中である。

医大周辺のまちづくりについて

医大周辺のまちづくりでアリーナ建設が予定されている。本県の県産材の利用の促進に関する条例により、木材をふんだんに使ったアリーナの建設をお願いしたい。

文化観光委員会



ベビーシッターの利用支援事業について

市町村が助成をするベビーシッターの利用料に対し、県が実施する1/2の補助の進捗と利用者の声はどうか。

▲令和7年度には7市町村実施に加え新たに1町が追加される。現在、13の事業者登録。利用者からは仕事はかどった、3歳以上の子供も対象にして欲しいといった意見が寄せられている。

日韓首脳会談の奈良県開催について

日韓首脳会談は、奈良県の数ある世界屈指の文化・歴史的価値を世界に広める絶好のチャンス。

高市総理誕生により、将来的な国際会議誘致を見据えた体制整備を求める。

▲奈良の文化や歴史の魅力を十分に発信できるようにしっかり取り組んでいく。

各議員の詳しい質問内容はQRコードのページから動画をご覧ください。



建設委員会

文化観光委員会

総務警察委員会

厚生委員会

経済労働委員会